

# Team 裁判所で 働こう。

新たな時代の司法を担う

裁判所事務官  
裁判所書記官  
家庭裁判所調査官

## 裁判所で活躍するProfessional

職種紹介	3
キャリアパス／待遇	4
裁判所事務官	5
裁判所書記官	7
家庭裁判所調査官	9

## Teamで働く

主任書記官×裁判所書記官×裁判所事務官	11
主任家庭裁判所調査官×家庭裁判所調査官	13
裁判官からのメッセージ	15
司法行政部門で働く	17

## Message

若手職員	19
裁判所の総合職	23
幹部職員	25
外部経験を生かして活躍する職員	27

## 研修制度

裁判所職員総合研修所・採用後の研修	29
家庭裁判所調査官養成課程	30
裁判所書記官養成課程 第一部研修生	31
裁判所書記官養成課程 第二部研修生	32

## Work-life balance

仕事と家庭を両立して働く職員	33
----------------	----

## Information

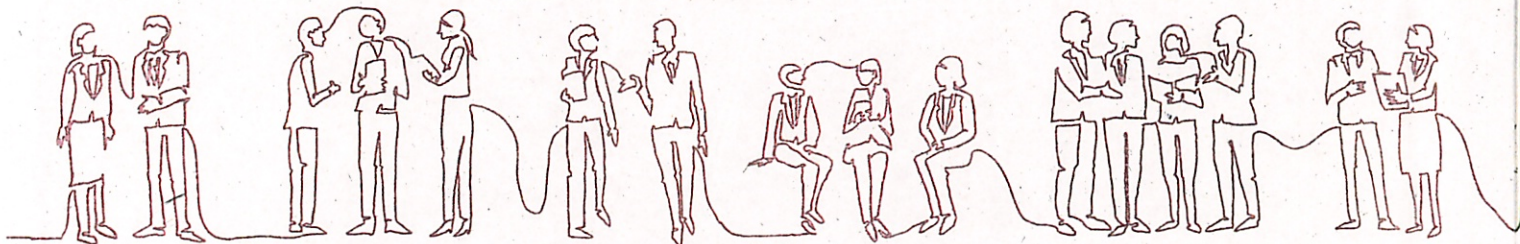
裁判所の組織	35
採用試験	36

## Q&A

37

## 人事担当者からのMessage

38



※本パンフレットに登場する職員の所属・官職は、全て令和3年7月1日現在のものです。

※掲載写真は、本パンフレット用に撮影したイメージ写真です。掲載写真の撮影は、十分な感染防止対策を講じたうえで実施しました。

裁判という機会を通じて、社会や人のために役立っている  
確かな手応えや自分自身の成長を感じることができる



最高裁判所  
大法廷首席書記官

原 宗鑑

今、私たちの社会は、大きな変革を余儀なくされており、  
様々な生活様式が変化しつつあります。

そして、裁判所も新たな時代に向けて少しずつ変わっていくでしょう。

私たちは裁判という機会を通じて、職員一人一人が目の前の事象と向き合い、  
国民の信頼と期待に応えようと努力しています。

そして、それらを通じて社会や人のために役立っている  
確かな手応えや自分自身の成長を感じることができます。

裁判所では、民事や刑事、家事や少年などの裁判事務から、総務、人事、会計など  
司法行政事務まで、専門性を高めることはもちろん、幅広い経験を積むことも可能です。

ぜひ、若いみなさんにも裁判所の一員として加わっていただき、  
新しい時代の裁判所を一緒に見つめていきませんか。

私たちはみなさんと一緒に働くことができることを楽しみにしています。

## 職種紹介

より良い司法サービスを提供するため、裁判所には、裁判官以外にも裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった様々な職種が置かれ、それぞれの職種が連携しながら「適正・迅速な裁判」を実現しています。

### 裁判所事務官

#### 適正・迅速な裁判の実現を支える

裁判所事務官は、各裁判所の裁判部や事務局に配置されています。裁判部では裁判所書記官のもとで各種の裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。裁判部と事務局は、互いに連携を図りながら活動しています。社会情勢の変化、経済事情の変動及び価値観の多様化等によってますます増大する司法へのニーズに的確に対応し、適正で迅速な裁判の実現を支えるため、裁判所事務官は様々な部署で活躍しています。



### 裁判所書記官

#### 裁判手続のProfessional

裁判所書記官は、法律の専門家として固有の権限が付与されており(裁判所法第60条)、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

※裁判所書記官になるためには、裁判所事務官等として一定期間勤務した後、裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、同研修所で約1~2年の研修を受ける必要があります。



### 家庭裁判所調査官

#### 家庭や非行の問題解決のProfessional

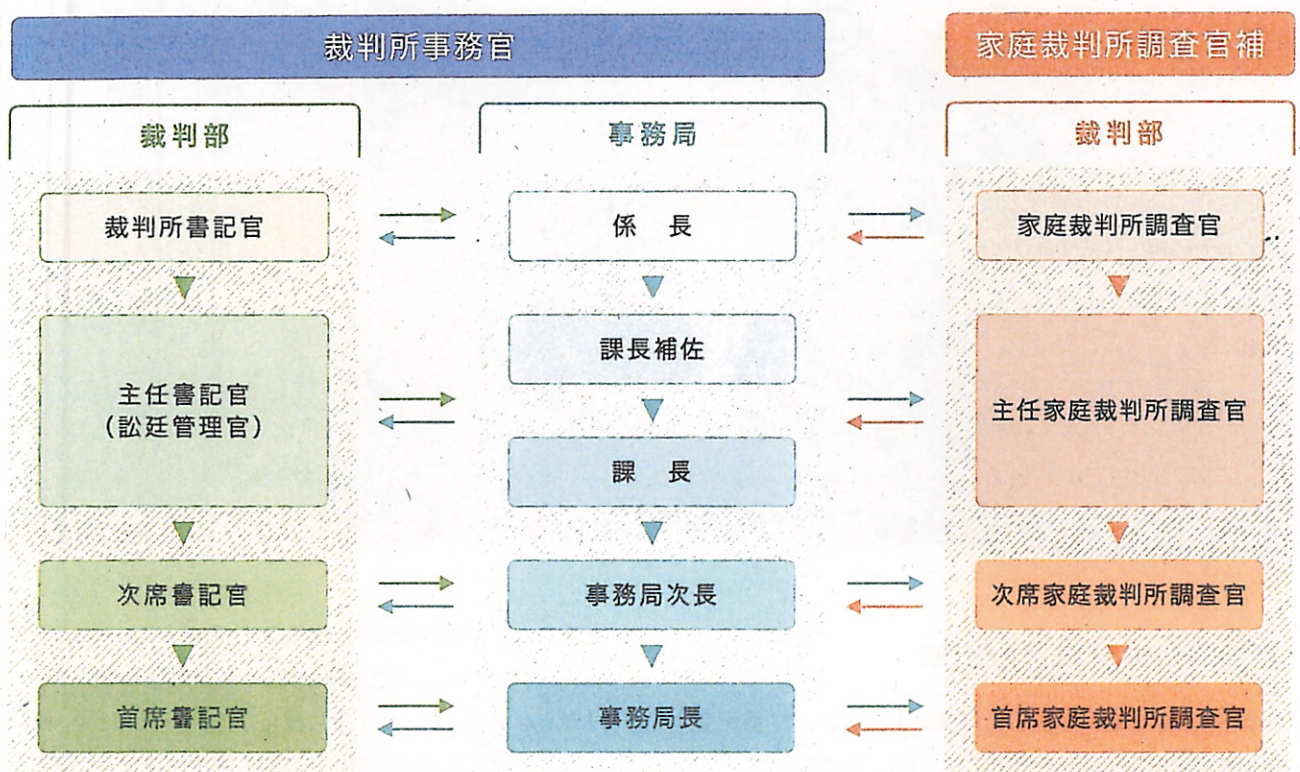
家庭裁判所は、夫婦や親族間の争いなどの家庭に関する問題を家事審判や家事調停、人事訴訟などによって解決するほか、非行に及んだ少年について処分を決定します。いずれも法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、例えば、離婚、親権者の指定・変更等の当事者や事件送致された少年及びその保護者を調査し、紛争の原因や少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等を調査します。

※家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。



## キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次等にとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。



※上記は、地方裁判所及び家庭裁判所を基準としたキャリアイメージです。  
 ※異動、昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

## 待遇

給与 ※国家公務員試験採用者と同じです。

初任給	総合職試験(院卒者区分) 255,600円 (行政職給表(-)2級11号俸)	諸手当	期末・勤勉手当(ボーナス)
	総合職試験(大卒程度区分) 224,040円 (同2級1号俸)		住居手当
	一般職試験(大卒程度区分) 218,640円 (同1級25号俸)		通勤手当
	一般職試験(高卒者区分) 180,720円 (同1級5号俸)		扶養手当
			超過勤務手当 など

※初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。  
 ※上記の内容は令和3年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。最新の情報は裁判所ウェブサイトをご覧ください。  
 ※試験の種別については、P36を参照してください。

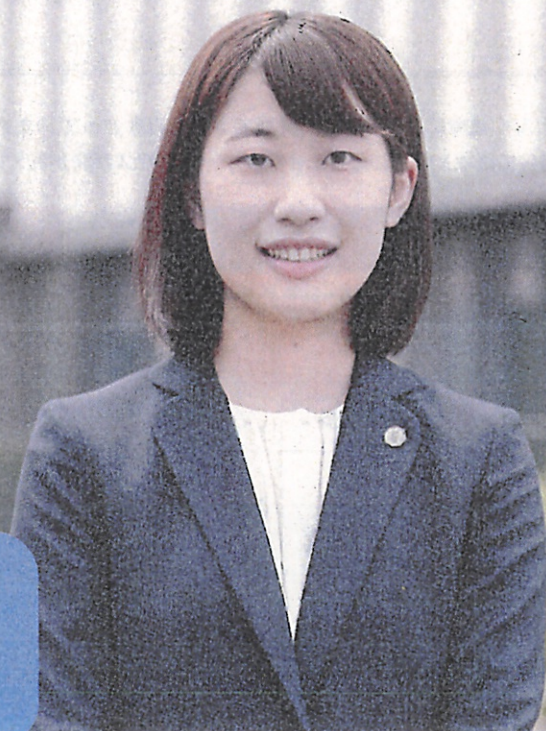
勤務時間・休暇 ※国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間	1日:7時間45分
休日	土曜日・日曜日・祝日及び年末年始
休暇	年次休暇:年間20日 ※4月1日採用の場合、採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し。 特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引など) 病気休暇、介護休暇、介護時間

福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険制度及び年金制度が用意されています。  
 また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

# 裁判所事務官



田中 志歩

福岡地方裁判所 裁判所事務官

＜H21採用＞

経歴

H21 福岡簡易裁判所裁判所事務官(採用)

現在 現職

## 裁判部門の事務官の仕事

私は、福岡地方裁判所刑事部所属の事務官として、書記官の仕事を補助する事務を担当しています。具体的には、検察官や弁護士から提出された訴訟関係書類の受付や窓口対応などを行っています。また、裁判が開かれる日は開廷表を法廷の前に掲示したり、証人や通訳人に必要な書類を作成してもらうための説明を行うなどの、裁判の進行を補助する仕事もしています。どの事務も機械的・形式的に処理するのではなく、状況に応じて根拠や目的を考えながら行う必要があります、とてもやりがいのある仕事だと感じています。

採用以前は、法令などに則り、専門性の高い裁判所の仕事が自分に務まるかどうか少し不安でした。しかし、実際に働いてみると、裁判所という職場は、裁判官、書記官、事務官等の裁判所職員がチームとなり、仕事を進めていく上で疑問に思ったことを、互いの経験を土台にして、職種の垣根を越えて意見交換しながら解決を図っていく職場であると感じました。チームで協力しながら仕事に取り組める環境の中で、先輩書記官の方々から指導や助言を受けることができ、一人で問題を抱え込むことなく安心して働くことができています。

## やりがいを実感

採用されてから2年間、福岡簡易裁判所の民事立会係に所属していました。配属された当初は、どの部署に行っても聞

き慣れない単語がたくさん出てきて、戸惑うこともありましたが、そんなときに上司や先輩職員が、事務処理の根拠や目的を示しながら一つ一つ丁寧に教えてくださったことで、根拠や目的を考えながら仕事に取り組む習慣を身に付けることができました。

裁判所には様々な部署があり、それぞれの職場が専門性の高い業務を取り扱っています。円滑な裁判を実現していくためには、裁判部だけでなく総務課・会計課などの事務局とも連携を図っていくことが重要になります。日々の業務を通じて、他部署の様々な職員と連携を取りながら仕事をやり遂げたときには、チームで仕事を実現できたという達成感を味わうことができ、やりがいを感じますし、自分自身もコミュニケーション能力が向上したと実感できることもあります。

## 成長していける職場

現在所属している刑事部では、被告人の身体的自由に影響を及ぼす保釈請求に対する決定などの事務を扱っており、特に適正かつ迅速な処理が求められます。最初は目の前の事務をこなすことに精一杯で、裁判手続全体の流れが十分に理解できておらず、急を要する事務に素早く対応できないこともありましたが、先輩職員の助言を受けながら日々の業務を通して経験を重ねるうちに、目の前の事務だけでなくその先の事務を考えながら動くことができるようになってきました。個々の事務が裁判手続全体のどの場面に位置するのかを考え、仕事に優先順位をつけ、定期的に行う仕事



Private Time

プライベートタイムを充実させることで、仕事にも集中して取り組むことができます。

以前は、週末に少し遠出をしたり、趣味であるカフェ巡りをしたりしてリフレッシュしていました。裁判所は、周りの先輩職員の理解と協力もあって休暇を取りやすい環境にあり、家族や友人と予定を合わせて旅行に出かけることもありました。最近はなかなか外出することも難しくなっていますが、以前のように、仕事終わりや休日に同期の仲間と食事や買い物に行けるようになることを楽しみにしています。プライベートタイムを充実させることで、仕事に集中して取り組むことができます。

は事前に準備するなど、余裕を持った正確な処理ができるように努めています。

### これからの目標

初めて利用される方が安心して利用できる裁判所の実現に貢献したいと思っています。事務官は、来庁者と電話や窓口を通して最初に接することが多くあります。裁判所を安心して利用していただくために、公平中立な立場から、来庁者へ分かりやすい説明や丁寧な対応ができる職員になりたいと思います。また、ゆくゆくは書記官に任官することが大きな目標です。職場の先輩書記官の方々が、適正迅速な裁判を実現していくために、専門的な知識を用いながら個々の事件に臨機応変に対応している姿を見て憧れを抱くようになりました。

私がこれまで経験した職場では、身近に目標となる様々な経歴や経験を有する先輩職員がたくさんいます。憧れの先輩

方に近付けるように、これからも努力を積み重ねていきたいと思っています。



## Schedule

8:30 ● 始業

一日の予定とやるべきことの優先順位を確認してから仕事に取り掛かります。



9:00 ● ミーティング

その日の裁判期日における注意事項や事件の状況などを裁判官や書記官と共有し、連携を図ります。



10:00 ● 法廷事務

開廷前の法廷の準備や、裁判関係者の受付・手続の案内。分かりやすい説明を心がけています。



12:15 ● 昼食・休憩

ランチを買いに裁判所の外へいくことも。よい気分転換になります。



13:00 ● 郵便処理

発送する郵便物の宛名や中身が間違っていないかチェックします。



15:00 ● 窓口・電話対応

書類の授受や問合せに対する対応などを行います。

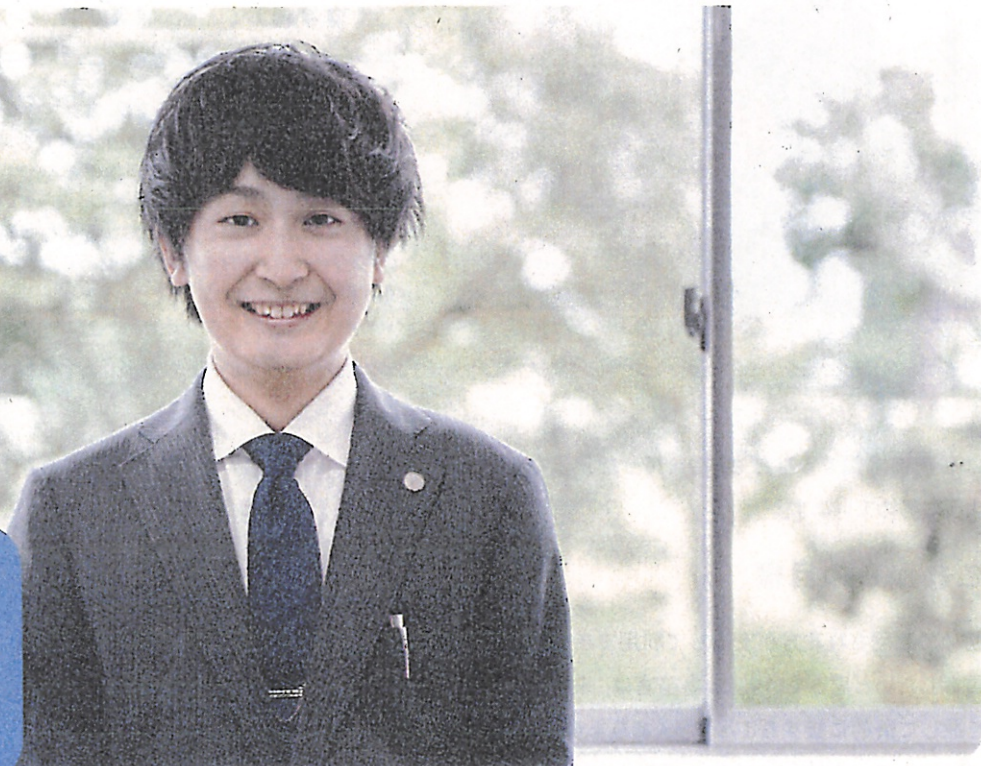


17:00 ● 終業

翌日の予定を確認して退庁します。



# 裁判所書記官



高橋 宗士

秋田家庭裁判所 裁判所書記官

(中2採用)

登壇

H22 秋田家庭裁判所臨時職員(採用)

H23 秋田地方裁判所書記官

H24 秋田地方裁判所書記官

H25 現職

## 10年前の直感, 10年経った現在

—裁判所で働く— 私がそう決意したのは、みなさんと同じように自分の進路に悩んでいた頃に裁判所の説明会に参加したときのことでした。この説明会で「あ、裁判所って良いかも。」と思った直感を信じて就職してから10年が経ちました。

裁判所で働くという、黒い法服を着て法廷で裁判に立ち会っているイメージが浮かぶかもしれませんが、私が現在担当している家庭裁判所の後見係は、物事を判断する能力が十分ではない方を、その方の権利を守る支援者(成年後見人等)を選ぶこと、法律的に支援するのが仕事であり(成年後見人等には、法的知識を持った弁護士などの専門職だけでなく、会社員や主婦をしながら後見業務を行う方も多くいます。)、とりわけ国民に身近な仕事を担っています。

また、家庭裁判所には、トラブルを抱えているけれど、どのような手続をとったら良いのかわからないという悩みをもって来庁される方も多くいます。そうした方々に家庭裁判所で利用できる具体的な手続を案内することも家庭裁判所で働く書記官の仕事の一つです。来庁者の方から、とるべき手続がわかり、解決に至る入口に立てたことで「ありがとうございます。」という言葉が掛けられると、自分が書記官として来庁者の方の役に立つことができたという充実感があります。

## 書記官の職責と誇り

私が採用1年目の頃、とある先輩書記官から言われた言葉があります。それは、「高橋くん、裁判所で作られる書類はその人の人生を大きく変えてしまうものなのだから、いい加減な気持ちで作るのではなく、慎重に、丁寧に、きれいに作りなさい。」という言葉でした。

裁判所が世の中に出す書類には、長く続いた権利関係の争いに終止符を打つもの、その人の財産を強制的に差し押さえてしまうもの、捜査機関が被疑者を逮捕することを認め、身体的自由を制限するもの、被告人に重い刑罰を科すものなど、影響力の強いものが数多くあります。それらの書類を作成したり、点検したりすることは、書記官の大事な仕事の一つです。

書記官は、裁判所に事務官として採用された後、一定の実務経験を積んだうえで、さらに内部試験に合格し、定められた研修を終えなければ現場に立つことはできません。このような点から見ても、書記官の責任は大変重いということが出来ます。だからこそ、一生涯の仕事として選び、また、生涯を通して追究していく価値がある職業なのだと私は感じています。



Private Time

仕事とプライベートのメリハリをつけ、ワーク・ライフ・バランスを実現できることも裁判所の魅力の一つです。

休日には、小学生になった娘と一緒に遊んだり、学校の行事に参加したり、家族で出掛けたり、家庭菜園に励んでみたり、趣味の写真撮影に出掛けたり、じっくりと歴史小説を読んでみたり、映画を観たり…と色々な楽しみ方をしてリフレッシュしています。こうした楽しみ方は、すべて社会人になってから覚えたものです。プライベートが充実しているからこそ毎日の仕事に集中できる、毎日の仕事に集中できるからこそ休日にメリハリをつけてプライベートを満喫できる。裁判所の魅力はこうしてワーク・ライフ・バランスを実現できることにもあるのではないのでしょうか。

## 時代の変化に順応できる書記官を目指して

裁判所を取り巻く状況は、時代の変化とともに日々変わり続けています。私が採用されてからの10年間で、刑事事件では開始されたばかりの裁判員制度が定着し、家事事件では根本となる法律が家事審判法から家事事件手続法へと移行し、民事事件ではウェブ会議を利用した手続が始まるといった大きな変化がそれぞれありました。また、裁判所が仕事を進めるうえで基本とする多くの法律についても日々改正が行われています。裁判所には、こうした変化に対応するために、上司への相談、同僚との協力だけでなく、裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、事務官という異なる職種が一丸となって考え、取り組んでいける環境があります。近い将来、裁判所を就職先として選んでいただいた皆さんと協力して仕事を進められる日を、私自身も研鑽を重ねながら楽しみにお待ちしています。



## Schedule

8:30 ● 始業

登庁したら、その日のうちに進めるべき仕事を分単位で決め、スケジュール表を作成します。



9:30 ● 裁判官との打合せ

人事訴訟の裁判期日が入っている日は、その日にある事件の進行について打合せをします。



10:30 ● 期日立会

人事訴訟の裁判の期日に立ち会い、期日調書を作成します。



12:15 ● 昼食

天気の良い日には、外に出て気分転換することもあります。



13:00 ● 報告書点検、意見書の作成

成年後見人から提出された報告書の内容を点検し、後見事務報告書についての意見書を作成し裁判官の決裁を得ます。



15:00 ● 手続案内

窓口にて来庁者に手続案内を行います。



17:00 ● 終業

やり残した事務がないか確認し、翌日のための簡単な準備を済ませたら帰宅します。



# 家庭裁判所調査官



## 堀 美由希

名古屋家庭裁判所 家庭裁判所調査官

(H24 採用)

経歴

H24 神戸家庭裁判所 家庭裁判所調査官(兼務)

H26 宮崎家庭裁判所 家庭裁判所調査官

H29 奈良家庭裁判所 家庭裁判所調査官(兼務)

H30～H34 事務係

H32 現職

## 少年事件を担当して

少年事件を担当する家裁調査官として、日々の仕事を通して感じるのは、どのような事件であっても、必ず少年なりに非行に至った理由があるということです。少年や保護者と面接できる時間は限られていますが、だからこそ、専門的な知識や技法を活用しながら、非行の動機や非行当時の生活の様子を具体的に聴き取り、少年の立場に立って、なぜ非行に至ったのかを丁寧に理解するよう心掛けています。その上で、二度と非行を繰り返さないためにどうすればよいのか、少年や保護者の気持ちに寄り添い、一緒に悩み、葛藤しながら、考えていきます。必要となれば、少年や保護者に対して厳しく指摘し、変化を促すこともあります。

## 立ち直りの後押しをする

私が担当したある少年は、仕事で家を不在にしがちな保護者に代わって、仕事をしながら、弟妹の食事の準備などの家事も担っていました。そのような中で、週末に不良仲間と一緒に過ごすようになり、非行を起こして逮捕され、家庭裁判所の事件として扱われることになりました。面接では、仕事も家事もこなす少年の苦勞に思いを馳せながら少年と接するよう心掛けました。少年は、最初は口数が少なかったですが、面接を重ねるうちに、家庭での寂しさや負担を口にしたり、週末に不良仲間と過ごすことが唯一の気晴らしであることや、不良仲間は自分にとって大切な存在であることを話す

ようになりました。そのような少年の思いを保護者に伝えたところ、保護者は、少年に負担を掛けていたことを反省し、家族と過ごす時間を増やすために転職を決めました。そのような保護者の姿を目にした少年は、自分も変わらなければいけないと考え、不良仲間と過ごして気晴らしをしていたことが非行に繋がる一因だったとして、二度と非行を繰り返さないように、不良仲間との交際を絶つことを決意しました。少年の苦勞をねぎらいながら粘り強く少年と接したことで、非行の背景にあった少年の気持ちを引き出すことができ、それにより少年と保護者それぞれが変化への意欲を示し、更生に向けて進み始めたように思いました。家裁調査官として少年の立ち直りに向けた後押しができたことに、人きなやりがいを感じた場面でした。





Private time

娘と色々な場所に出掛け、四季折々の自然や美味しい物を楽しんでいます。

私の夫も家裁調査官であり、夫婦で裁判所の様々な育児支援制度を利用して、協力しながら育児をしています。裁判所は育児支援制度を利用している人が多く、困ったときのサポートも受けやすいので、仕事と育児の両立がともしやすい職場であると感じています。休日は、家族で出掛け、自然と触れ合ったり、イベントに参加したりしています。娘の笑顔を見て、成長を感じることが、仕事のやる気の源にもなっています。また、美味しい物を食べるのが趣味なので、転勤を利用して各地のご当地グルメを楽しんでいます。同僚おすすめの店を訪れ、隠れた名店を探すのも、休日の楽しみの一つです。

### チームで取り組む

調査の中で、少年や当事者にどのように関わるべきか悩むことも多いですが、職場は日頃からささいなことでも相談しやすい環境が整えられており、定期的に開かれる上司や同僚とのケース会議で意見交換をしたり、助言を受けることもできます。互いの経験や考えを共有しながら、少年や当事者のためにより良い方法を考えていく雰囲気があり、一人ではなくチームで仕事に取り組んでいけることに、心強さを感じています。

### 人生の岐路に立つ人々と関わること

家裁調査官の働き掛けによって、少年や当事者が大きく一歩を踏み出すことができるかどうか左右されることもあり、責任は大きいですが、やりがいもまた大きいです。人生の岐路に立つ人々と深い関わりを持ち、その変化の手助けをする

ことができるのは、家裁調査官の仕事の大きな魅力だと思います。皆さんに家裁調査官という仕事に興味を持ってもらえたらうれしいです。一緒に働ける日を楽しみにしています。



## Schedule

9:00 ● 始業

スケジュールを確認し、面接等の準備をします。



9:30 ● 調査面接

少年、保護者と裁判所において面接します。



12:30 ● 昼食

育児中のため、昼休みを15分短縮し、終業時刻を早める制度を利用しています。



13:00 ● ケース会議

午前中の調査の結果について、上司や同僚と一緒に検討します。



14:00 ● 少年調査票の作成

ケース会議での検討結果を踏まえ、非行の要因や処分についての意見を書面にまとめます。



16:15 ● 終業

育児時間制度を利用し、同僚より1時間早く退庁。保育園のお迎えに行きます。



# 主任書記官 × 裁判所書記官 × 裁判所事務官



住田 文彦

大阪地方裁判所 裁判所書記官

(H31採用)

略歴

H31 大阪高等裁判所裁判所事務官

R3 現職



長田 愛

大阪地方裁判所 主任書記官

(H15採用)

略歴

H18 大阪地方裁判所裁判所書記官

H29 大阪高等裁判所総務課係長

R2 現職



木佐貫 薫未

大阪地方裁判所 裁判所事務官

(H31採用)

略歴

H31 大阪高等裁判所裁判所事務官

R3 現職

## 現在の仕事

住田: 私たちの所属している第12刑事部は、通常の刑事事件に加え、租税に関する刑事事件を集中的に取り扱っています。租税事件は、税法に関する専門的な知識が求められるものが多いですが、租税に関する事件の審理及び裁判に関して必要な調査等を行う裁判所調査官からのサポートを受けつつ、書記官としての法律の知識と併せて専門性の高い事務を行っています。書記官の仕事は多岐にわたり、担当する事件の公判期日を調整したり、公判期日に立ち会って調書を作成する公証事務を行うなどしています。

木佐貫: 私の仕事の中心は、書記官事務のサポートです。裁判員裁判では、書類の準備や裁判員の方々の対応も担当しています。

長田: 主任書記官は、住田さんと同じ書記官の役割と、管理職の役割があります。管理職としては、部全体の業務が円滑に進むようにマネジメントを行い、部下職員の育成や事務局を含めた他部署との連携に力を尽くしています。

## 書記官の役割・やりがい

住田: 刑事裁判の手続は、事件の関係者に大きな影響を与えるものなので、公正で迅速な充実した裁判が行われるよう常に気を配っています。書記官は、法律専門職であり、公証官としての役割や、裁判の円滑な進行を支える役割など、様々な役割が求められます。どの役割も責任の重いもので

はありますが、重要な役割を任されているというやりがいがあります。

## 事務官の役割・やりがい

木佐貫: 私は、刑事部の前は簡裁の民事係で働いていました。そこでの窓口や電話での応対を通じて、相手の理解や反応に応じて適切に対応するといったことを学ぶことができ、それは、刑事部ならではの仕事である裁判員裁判においても、裁判員の方々への対応に生かすことができています。

長田: 裁判員の方々緊張することなく裁判に参加できるよう、気配りをしているのを感じます。臨機応変な対応ができているのは、民事係での経験が生きているからですね。

木佐貫: 終局した事件の記録を確認することもあるのですが、部の全ての事件を目にすることになるので、書記官ごとの仕事を進める上での工夫も見えてきて、とても勉強になります。書記官の仕事や事件の動きが見えてくると、自分が今している事務の先を考えながら仕事をすることができます。任された事務だけでなく、プラスαでできることを考えて積極的に仕事を引き受けるようにしているので、できることが増えていくのが楽しいですし、やりがいになっています。

長田: 木佐貫さんは、部内の全員の事件に関わる事務を行っているのですが、幅広くコミュニケーションをとってくださいます。連携を意識した上で、自身のすべき事務を行ったのちに、「この後の処理で何かできることはないですか。」と聞いてくれるので、事務全体の流れを考えて仕事をしてくれていると

感じています。裁判部の事務官の仕事は書記官の補助ではありませんが、木佐貫さんのように積極的に取り組むことでその幅が広がっていきます。

### 各職種連携や部の雰囲気

**長田:**一人一人が責任を持って事務に当たることはもちろんですが、関わる人全員がその事務の目的や理由を分かった上で必要な情報を共有しないとチームとしてうまく機能しません。住田さんも木佐貫さんも、最初は共有すべき情報が何なのか分からない部分もあったかと思いますが、今では理解が進み、裁判官や他の書記官、主任書記官である私と必要な情報のやり取りをきちんとしてくれています。裁判所の組織目標である「適正・迅速な裁判の実現」のために自分がどう行動すべきか、情報共有する相手の役割も理解した上で、部全体が一つのチームだという意識を持って行動してくれていますね。

**木佐貫:**周りの人が、私の行動にも気を配ってくれています。以前、私が声には出さずに困った顔をしていると、それだけで長田主任が声を掛けてくれたことがありました。私の質問に資料を渡して教えてくれる人もいますし、忙しい中でも周りを意識して働いているところを見習いたいです。

**長田:**みんなが他の人の話に耳を傾けていて、誰かと誰かが相談していると、その事務の経験のある人がその話に入って、一緒に解決に向けて議論している場面をよく見かけます。個々人がそれぞれの担当事件を処理していますが、全てを一人だけで解決しているわけではなく、周囲の人の知識や経験も併せて事務を進めているイメージですね。

**住田:**私自身、書記官になって日も浅く事件処理について悩むことも多いですが、裁判官や主任書記官、部の他の書記官に気兼ねなく相談ができ助言をしてもらえるので、一人で抱え込むことなく仕事できています。

**長田:**裁判官は、書記官と事件の情報を共有するだけでなく、住田さんのような若手書記官を始め、書記官のキャリアに合わせた育成にも力を入れてくれています。木佐貫さんには、書記官試験の勉強も含めて、「何でも質問してくださいね。」と声を掛けてくださり、相談しやすい雰囲気を作ってくれていますよね。

**住田:**私も裁判官には相談しやすいと感じていますし、裁判官とチームで事件処理に臨んでいると実感できています。

### 今後のキャリアや抱負

**木佐貫:**書記官になることを目指しており、裁判の現場で様々な経験を積みたいです。裁判所はたくさんの部署から成り立っているところも魅力だと思うので、事務局も経験しているいろいろな面から裁判所を見たいという気持ちもあります。

**住田:**知識を習得し、経験を積んで、周りの人から信頼される書記官になりたいと思っています。将来は、これまでの上司のような視野の広い管理職になることが目標です。また、私は総合職として採用されているので、裁判部での経験をしっかり積んで、事務局に配属された際には、裁判部のためによりよいサポートをしたいと思っています。

### 部下職員のキャリアアップ

**長田:**木佐貫さんは、自ら積極的に取り組み、学ぶという今の姿勢をどこの部署でも継続してほしいです。事務局にも興味があると言ってくれたのも嬉しいですね。他の部署からしか見えない景色もあるので、様々な部署で経験を積んでほしいです。私は税務大学校で研修を受けたことがあります。裁判所にはそういった外部で経験を積める機会もあり、様々な視点を学ぶことができます。今いる部署よりさらに書記官が自ら判断を行う場面が多い部署もあるので、住田さんにはそういった部署で主体的に考え、行動し、周りを引っ張っていく力も身に付けてほしいと思っています。また、管理職は裁判部と事務局の橋渡しの役割も担っているので、将来管理職になるに当たっては、両方の部署での経験を踏まえて、自分のいる部署だけでなく、他部署との連携も意識した上で、外から見た裁判所という目線も大事にしてもらいたいと思います。



### 受験者へのメッセージ

**住田:**裁判所は、周りの人に気兼ねなく相談でき、風通しのよい職場であるとともに、研修が充実しており、人を大切にしている職場だと思います。皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしています。

**木佐貫:**自分の頑張りに応えてくれる職場です。学べる機会が多く、積極的に頑張れば、書記官になる等キャリアアップができます。私も、先輩にはいろいろ気に掛けてもらっているので、後輩となる皆さんに還元したいと思っています。

# 主任家庭裁判所調査官 × 家庭裁判所調査官



尾崎 俊彦

東京家庭裁判所 家庭裁判所調査官

(H21採用)

略歴

H26 那覇家庭裁判所家庭裁判所調査官

H30 東京家庭裁判所事務総局総務局主幹課専門職

R2 現職



林 有紀

東京家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官

(H15採用)

略歴

H19 高松家庭裁判所丸亀支部家庭裁判所調査官

H30 横浜家庭裁判所相模原支部主任家庭裁判所調査官

R3 現職



實重 育子

東京家庭裁判所 家庭裁判所調査官

(H15採用)

略歴

H19 佐賀家庭裁判所家庭裁判所調査官

H26 福岡家庭裁判所久留米支部家庭裁判所調査官

R2 現職

## 家事部家裁調査官として

林: 家裁調査官は、通常、主任家裁調査官と複数の家裁調査官で構成される「組」を基本的なチームとして、調査実務に取り組んでいます。現在、私たち3人は、家事部の同じ組に所属していて、家事事件の調査や調停期日への立会いを担当しています。

家庭裁判所が扱う事案においては、家族の将来を見据えた最も良い解決を目指すことを求められています。そのために、多角的な視点を踏まえた調査が求められることから、組を基本とした複数の家裁調査官が、互いの経験や能力を生かしながら、協働して事案の解決に取り組んでいます。

尾崎: また、庁全体の取組についてのプロジェクトチームに参加して、子どもに関連する事案の調査を行う上での課題や改善策、当事者向けの集団ガイダンス等について、裁判官や書記官とともに検討した企画を実施するなどしています。

## 組として連携しながら

林: 先日も、子どもと離れて暮らす親が子どもとの面会交流を求めている事案で、組の家裁調査官3人で連携しながら調査に取り組んだ事案がありましたよね。

實重: その事案では、調査の前に組の3人でケース会議を行い、本件の解決のためには、子どもから直接気持ちを聴くだけでなく、父母に対しても子どもの気持ちに目を向けてもらうことができないか、そのためにはどういった調査内容が必

要か検討し、調査に臨みました。

林: 子どもが繊細な性格で、小学校では元気がない様子が見られるとのことでしたので、子どもの現状を確認する必要があるということから、子どもが在籍する小学校の教諭との面接も行うことにしましたよね。

尾崎: 子どもの面接は私と林主任が担当したのですが、主に子どもから話を聴く役割と、子どもの様子を観察する役割に分担しながら面接を行いました。子どもは、面接において、つたないながらも気持ちを述べつつも、父や母の話題になると、表情を硬くして口数が少なくなったり、落ち着かない様子が観察され、子どもなりに色々なことを感じている様子がうかがえました。子どもの言動をその時々表情や態度もめわせて総合的に分析したことで、より多角的に子どもの心情を把握することができたと感じています。

父母それぞれとの面接では、子どもとの面接結果を伝えながら、同居時の子どもとの関係を振り返ってもらったところ、父母は、子どもにもつらい思いをさせたと述べるとともに、今後は子どもの気持ちを尊重して面会交流を実施していきたいと考えるようになりました。

實重: 調査の結果をまとめた報告書も、ケース会議で検討しました。調査前から3人で検討を重ねていたため、大筋では3人の意見は一致しましたが、それぞれが結論に至るまでの過程で重きを置いている事項に違いがあり、意見交換を行う中で新しい発見や気づきが得られ、とても勉強になりました。

尾崎: そうですね。調査における連携や協働を行うことによ

り、ほかの家裁調査官の調査の姿勢や方法を学ぶことができますし、自分の課題にも気付くことができると思います。こうした経験を積み重ねる中で、家裁調査官一人ひとりの力もそうですが、組全体のパフォーマンスも向上していると感じています。

**實重:** ケース会議は、上司である主任家裁調査官との間に垣根があったり、言われたことを一方的に指示されてやったりするというような場ではなく、より良い仕事をするために率直に意見を交わせる、双方向性のある場であると思っています。

### 組の雰囲気について

**實重:** 互いに切磋琢磨しながら、知識や経験を共有したり、それぞれの強みを生かして能力の向上を図ろうという雰囲気があると思います。事案の解決方法について悩んだときなどに、ほかの家裁調査官に相談すると、一緒になって真剣に考えてくれるような雰囲気もあり、非常に心強く感じています。

**尾崎:** 進行方針や判断に迷うときは、裁判官や書記官とも情報共有しながらチームとして事案を進めていくことを心掛けています。担当裁判官にケース会議に参加してもらって意見交換を行うと、さらに新たな視点や考えが生まれて活性化されます。

**實重:** 家庭生活との関係では、子どもの急な発熱で休暇を取得する時などには、組のほかの家裁調査官が柔軟に事務を引き継いでくれるなど、フォローが得られやすく、家庭と両立しながら、安心して仕事できています。私たちの組だけでなく、調査官室には、子育てや介護等、それぞれの家庭事情についてよく目配りをしてもらえるような、あたたかくて思いやりのある雰囲気があると感じます。



### 人生に深く関わる仕事に感銘を受けて

**林:** 家裁調査官を目指したきっかけは何でしたか。

**尾崎:** 私は、大学時代に教育学系の学部で学校制度について勉強していました。そのころ、児童自立支援施設で学習支援のボランティアを行っていたのですが、このボランティアを通じて、複雑な家庭事情を抱えている児童が多いことに

驚き、教育のみならず、様々な知見を踏まえて、子ども一人ひとりに深く関わっていきたく感じ、家裁調査官を志望しました。

**實重:** 私は、大学時代に非行少年と接するボランティアに携わっていたことが家裁調査官を目指すきっかけになりました。ボランティアの中で感じたことは、少年たちはみんな普通の10代の男の子であり、女の子であるということでした。少年が非行に至らずに生きていくために、事件の背景にある事情や要因を解明して、援助の在り方を探っていくことで手助けをしたいと思い、家裁調査官を志望しました。

**尾崎:** 家裁調査官は、家事事件と少年事件のいずれも担当するのが特色ですね。少年事件において、家庭が子どもに与える影響の大きさを理解でき、家事事件において、そのような家庭の視点も含めて、長期的な子どもの福祉の在り方について考えることができるようになるなど、それぞれの事件の経験をどちらの分野にも生かし合えるという点も、大きな魅力であると感じています。

**林:** 様々な人と関わって、その人の人生について一緒に考えていく中で、家裁調査官としても、人としても、成長できるのではないかと思います。

### 家庭や非行の問題解決のProfessionalとして

**林:** 家裁調査官補としての成長という点では、まずは採用後の研修で行動科学の知見や技法を習得することができます。さらに、家裁調査官に任官した後も、組としてチームで調査に取り組む中で、自らの能力を高めることもできますし、様々な研修等の機会を通じて、最新の知見に触れる機会も十分にあります。

**尾崎:** ほかに家裁調査官から様々な知識や技法を生かした意見を聞いたりすることで成長ができますし、学生時代に専攻していない分野の知識等についても、互いに補いながら調査に取り組むことができると思います。

**實重:** 家裁調査官の仕事のベースには、人と人との関わりがあると思います。そのため、家裁調査官自身の「人間力」が問われるところもあると感じています。そういった意味では、学生時代に、様々なことに興味を持って色々な経験しておくことが人間としての厚みにつながって、当事者や少年と接する上で、有益なものになると思います。

**林:** そうですね。色々なことに興味を持ち、色々な人と繋がるうとする姿勢は、仕事に向き合う上でも大切であると感じています。どこかの家庭裁判所で皆さんと仕事ができることを楽しみにしています。



平野 佑子

名古屋地方裁判所 判事

## 書記官・事務官は心強いチームメイト

裁判官は、裁判を行う上で不可欠な存在である書記官・事務官を心強いチームメイトとして頼りにしています。日々の業務において、裁判官は書記官や事務官と連携し、互いに相談・協力しながら進めています。

例えば、私は、法廷での裁判に先立ち、必ず、担当の書記官とミーティングを行っています。書記官は、提出された書類を把握し、利用者とのやりとりなどを行って手続の進行に関する様々な情報を収集しているので、その報告を基に、手続の進め方を共に考えます。社会の耳目を集める事件の裁判で、多くの傍聴人が来ることが予想される場合には、担当の書記官は、総務課などの関係部署の職員と密に連絡をとり、混乱なく裁判の手続を進めるために必要な対応を裁判官と協議します。また、書記官は、訴状など提出された書類の内容に法的な問題がないか審査し、裁判官と相談の上、弁護士等の利用者に対して書類の補正の指示をするほか、黒い職服を着て裁判官と共に法廷に立ち会い、裁判官と利用者との間で行われたやり取りを調書に記載して公に証明するなど、法律専門職として、適正な裁判の実現に寄与しています。民事裁判の中で和解が成立する場面では、書記官は、合意内容どおりの法的効力を有する和解条項となっているか確認するなど、紛争解決に寄与しています。

そして、事務官は、裁判官や書記官と協力しながら、書類の送付準備や法廷の設営のほか、証人を法廷に案内したり必

要書類の記入を促したりし、裁判手続が円滑に進むように準備を行います。

このように、書記官は、その専門性を活かして、利用者と裁判官の橋渡しをしながら、紛争解決のために能動的に関与しています。また、事務官のサポートなしには、手続をスムーズに進めることはできません。裁判所では、裁判官・書記官・事務官が一つのチームとして裁判を進めているのです。

## 将来の裁判の在り方を創るために

また、現在、裁判所では、民事訴訟のIT化の一環として、ウェブ会議システムが導入され、活用されています。ウェブ会議を用いた裁判手続を行うに当たっては、利用者が使いやすい裁判を提供するためにどのような工夫ができるかなどについて裁判官と書記官と一緒に議論を重ねています。書記官の専門的な立場からの意見は、将来の民事裁判の在り方を創ることに寄与しています。

このように、裁判を行うためには、裁判官と、書記官・事務官の協働が必要不可欠です。皆さんも、私たちと一緒に、適正かつ迅速な紛争解決という、大きなやりがいを感じられるチームに加わってみませんか。



## 裁判官からのメッセージ ～家庭裁判所調査官との協働～



安見 章

長野家庭裁判所 判事

### 家庭裁判所はクリエイティブ

家庭裁判所は、離婚や相続など家族に関わる家事事件や、非行をしたとされる少年に関わる少年事件を扱っています。民事事件や刑事事件では、過去に何があったのかという点に軸足を置いて審理されることが多いのですが、家庭裁判所の特徴は、家族関係や少年の今後をよりよくするにはどうすればよいかを常に考えるという未来志向の点にあります。その中で、行動科学などを学んだ家裁調査官は、その知識やノウハウをフルに活かして調査や調整をするという重要な役割を果たしています。裁判官は、家裁調査官と議論を重ね、その意見を十分踏まえて事案の解決に臨みます。例えば、「この少年は、質問を聞いてから答えるまでに時間はかかるが、少し待つときちんと話すことができる」との家裁調査官の意見を受けて、少年審判の進め方を決めたりします。また、「別居中の父母のもとで子どもが板挟みになり、双方に気を遣い葛藤している」との調査結果を受けて、父母に対し、子どもの目線に立って考えることの重要性を説いたりします。このように、家裁調査官は、少年や家事事件の当事者と身近に接し、信頼関係を築いていることを最大限に活かし、離婚に関する夫婦の争いに子どもが巻き込まれないよう細心の注意を払ったり、非行を起こした少年に過去の自分と向き合わせ、時には、家族や学校との関係改善を後押しして、社会内での健全な育成を図るなど、将来を予測しつつ、クリエイティブな視点で活動をしています。

### チームで取り組む職場

家庭裁判所の見学に来た学生から、「感情を揺さぶられる中で冷静な判断ができる自信がありません」とか、「人の人生の一大事に関わり続ける仕事をつらいと感じることはありませんか」などと質問を受けることがあります。私は、そんなとき、「裁判官も家裁調査官も人間ですから、感情を揺さぶられることはありますし、責任の重い仕事ではあるけれど、それを独りで抱え込む必要はありません」と答えています。家裁調査官は、先輩に相談してアドバイスを受けることもできますし、裁判官や民間の篤志家である調停委員、書記官などと一緒にチームとして、常に意見を交わしながら事案に当たっていきます。裁判所は、年齢や経験年数にかかわらず、一人一人の意見を互いに尊重するフェアな職場です。みんなで一緒に悩み話し合った結果、いい解決ができ、当事者から感謝の言葉を受けたときなどは、何にも代えがたい喜びを感じるものです。また、少年院に送致した少年から「今は仕事をして元気に頑張っています」というような手紙をもらうこともあります。裁判所の職員として、このような充実感を私たちと一緒に味わってみませんか？



## 司法行政部門で働く ～職員を支えるプロフェッショナルとして～



### 羽成 規子

千葉家庭裁判所総務課 課長補佐

(H19採用)

経歴

H22 京都府家庭裁判所家庭裁判所調査官

H28 広島家庭裁判所総務課係長

R2 現職



### 花岡 愛

千葉家庭裁判所 総務課長

(H12採用)

経歴

H23 水戸地方裁判所主任書記官

H26 筑前高等裁判所人事課係長補佐

H30 最高裁判所事務総局人事課課長補佐

R2 現職



### 為貝 剛

千葉家庭裁判所総務課 人事第一係長

(H14採用)

経歴

H22 最高裁判所事務総局管理課裁判所事務官

H27 千葉地方裁判所書記官

R2 現職

### 職員を支える仕事

**花岡:** 裁判所の人事担当部署の仕事は、どのようなものと考えていますか。

**羽成:** 適正迅速な裁判を実現するという裁判所の役割を確実に果たすために、必要な人材を採用し、採用した職員を育成し、さらにそれぞれの能力や特性に応じて配置する、簡単に言うところのこのような仕事だと思います。

**為貝:** 職員の成長を支援し、適材適所に配置することによって、裁判所の機能を維持・向上させることができる、そう考えると、私たち人事担当者の役割は非常に重要だと感じます。

**花岡:** 為貝さんは、実際に人事の仕事を担当する前は、どのようなイメージを持っていましたか。

**為貝:** 書記官として勤務していたときは、給与の支給やそのための必要書類の授受といった比較的定型的な業務が多く、淡々と事務をこなしているイメージを抱いていました。

**花岡:** 人事の仕事には、給与や勤務時間管理のように安定感が求められる事務もあるので、一般的にそのようなイメージを持ったのかもしれませんが。実際にやってみてどうですか。

**為貝:** やってみると、定型的な仕事ばかりでなく、個々の職員や事案等に応じて一つ一つしっかり考えなければならぬものが多いですね。また、事務の進め方も、裁判部門では、担当裁判官に直接相談をしながら進めることが多いですが、人事などの司法行政部門では、係長、課長補佐、課長と順に縦のラインで意思決定を積み上げていくので、その過程では自分

なりの結論や考え方について論理的に説明することが必要だと感じています。

**羽成:** 私は、係とは異なる視点や少し高い視点で考えるようにしています。例えば、定型的な事務に見えても、社会情勢や価値観の変化などによって制度や考え方は変化しますので、裁判所の組織目標である「適正迅速な裁判の実現」を意識しながら、そうした変化を踏まえ、一つ一つの事務について、その都度、根拠や目的などを考え、その事務がどうあるべきかを問い直しながら、点ではなく、線や層で考える全体的な視点を持って、丁寧に仕事を進めるように心がけています。

**為貝:** 私も事務を進めるときに現時点や現在地だけを見ていてもだめだなと感じます。例えば、裁判所に必要な人材を採用するためには、いつまでにどのような内容の広報活動を行うことが効果的なのか考える必要がありますし、千葉県内の裁判所全体で行う研修などの企画においては、自分が働いている家庭裁判所の関係部署だけでなく、地方裁判所の関係部署との調整や連携も必要になるため、そのために必要な時間や段取りを意識しながら仕事を進める必要があると感じます。また、調整や連携をするときには、どの部署に、どんな情報を、いつ提供すればよいかを考えながらやるようにしています。

**花岡:** そうですね。意思決定を行う「縦のライン」のほかに、調整や連携を行う「横のライン」も意識しながら進めることが仕事を円滑に進めるコツですよ。羽成さんは、何を意識して仕事を進めていますか。

羽成: シンプルなことです。それぞれの業務の目的やゴールを意識しながら仕事を進めたり、関係部署との調整や連携に不足が生じないよう相手の立場に立って物事を考え、実践するようにしています。

花岡: 効果や解決策がほかと比較してより望ましいとか、考え得る選択肢の中ではベストであるという判断もあるので、求められる効果や目的・ゴールから遡って、手段や方法を検討することも多いですね。そのときは、その解決策や手段によった場合に起こりうる問題点や、ほかの職員への影響など、その先を意識することも大事だと思います。ほかにも仕事をしていく中で、人事の仕事に対する見方や進め方について、何か変化はありましたか。

羽成: 職種による違いを改めて感じるようになりました。例えば、私は家裁調査官として勤務してきましたが、家裁調査官の育成に関する施策は、書記官のそれとは大きく異なります。その背景に職務内容の違いがあることが分かり、育成に関する施策の特徴や育成方針だけでなく、それぞれの職種の職務内容等も十分に理解する必要があると思いました。

花岡: 司法行政部門の事務官として働く場合は、「書記官らしさ」や「家裁調査官らしさ」を直接求められることはないですが、書記官や家裁調査官としての職務内容やそれまでの経験の違いが、それぞれの考え方の違いとして表れることもあるので、その都度、言葉にしてその違いをお互いが理解していく必要があると思います。

## 職員を支えるプロフェッショナルとして

花岡: 爲貝さんは、人事の仕事を行うなかで、どのようなときにやりがいや達成感を感じますか。

爲貝: 昨年の冬に実施した、障がい等により配慮が必要な来庁者に対する適切な対応を学ぶ研修は、係として初めて一から企画する機会でした。研修のカリキュラムや内容を考えるに当たっては、かつての裁判部門における書記官としての自分の経験や羽成補佐の家裁調査官としての心理学等に関する知識を生かしつつ、講義をいただいた医師からも助言をいただいて企画しました。研修の目的・意義と効果などを考えながら具体的にどのような技法を用いて研修を実施すべきかなど悩みは尽きませんでした。周囲のサポートを受けながらなんとか実施につなげることができました。意思決定の過程で、係内や関係部署との間の意見の食い違いが生じたときには、企画の意図を理解してもらうことの難しさを感じましたが、今回の経験で、研修の重要性を再認識できまして、非常に勉強になりました。また、無事実施できたことで、達成感ややりがいを感じました。

花岡: 良い経験になりましたね。羽成さんは、どうですか。

羽成: 人事の仕事をするに当たっては、各職員の能力や経験、

健康状態、家族の状況など、配置や育成等を考える上で必要な情報を正確に把握し、適切に生かしていくことが必要だと思っていますが、そのためには日頃から各職員のキャリアプランをイメージし、そのイメージを組織全体で共有することが大事だと思っています。それにより、組織全体で各職員を育成し、個々の職員の能力を十分に発揮させることができ、裁判所の機能がより活性化するのではないかと思います。このようなことを考えながら日々仕事をしていると、とても難しいと感じますし、やりがいも感じています。

花岡: 「適正迅速な裁判の実現」という組織目標を達成するために、どのような能力の人材を採用、配置し、どのように育成するかなどについては、数年単位、数十年単位の長期的な視点で組織的に考えることが求められます。さらに、職員個人の単位で考えても、各職員の長い職業人生のすべてを扱う仕事だと思います。私自身も人事の仕事はとても責任の重い仕事だと感じており、それが充実感につながっていると感じています。職員を支えるプロフェッショナルとしてそれぞれの考えを話す機会となりましたが、爲貝さんはこれから人事の仕事をしていく上で、改めて感じたことなどはありますか。

爲貝: 人事の仕事を担当する者の責任を感じました。日頃から裁判所が目指す方向性や方針をきちんと理解しておくことがとても大事なのだと改めて感じましたし、もっと長期的な視点を意識するようにしたいと思いました。大変さもありますが、それがやりがいでもあるので、その責任の重さを感じながら、さらに丁寧な仕事を心がけていきたいと思っています。

羽成: 改めて、自分たちの仕事の重みを感じましたよね。今まで以上に、裁判所の人事に関する課題や人材育成の方針などを正確に理解し、日々の事務を通じて、その課題・方針を解決・実現していくことがこれからの裁判所を形作ることに繋がると認識し、誠実に取り組んでいきたいと思っています。

花岡: 「人」を支えるプロフェッショナルとして、今働いている職員に信頼される仕事をするのはもちろん、これから裁判所に入ってくる職員も安心して働ける裁判所を「人」の面から支えていきましょう。これを読んで、裁判部門だけでなく、司法行政部門の職員も含めて、組織が一体となって裁判所に求められる役割を果たそうと取り組んでいることが伝わり、裁判所の一員として働いてみたいと思ってもらえれば嬉しいです。



## 若手職員 ～裁判所事務官～



梶浦 大地

名古屋家庭裁判所 裁判所事務官

(19 採用 法学系の学部出身)

### ●就職先として裁判所を選んだのはなぜですか。

梶浦:裁判所のワークショップに参加した際、職員同士の雰囲気がとても良く、風通しの良さそうな職場だと感じたことがきっかけでした。裁判所職員の仕事を体験し、実際に生じている紛争を取り扱うという大きな責任が伴う事務を、職員一人一人が協力しながら、チームで遂行していることを知ったことで、私もその一員に加わりたいと思いました。

淵ノ上:大学で行われていた業務説明会で、初めて裁判所職員の話聞き、裁判という当事者の人生を左右しかねない重要な職務を担うことへの責任と、それに向き合う姿勢に憧れを感じたことがきっかけです。その後に参加したワークショップで、職場の雰囲気の良さを実感できたことも決め手の一つでした。

### ●採用試験に向けて、どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか。

梶浦:大学3年生の秋ごろから本格的に学習を始めました。法律科目を中心に、問題集を繰り返し解いて知識の習得に努めました。また、数的処理などの一般知能は感覚が鈍らないように、毎日必ず解くようにしました。それと並行して、論文の添削や面接対策も行い、二次試験に向けても準備しました。

淵ノ上:大学3年生の4月から、学内の公務員試験の対策講座に参加していました。所属する研究室での実験と並行して勉強していたため、空き時間を活用してメリハリを付けることを心掛けました。夏に第一志望を裁判所に決めてから

は、法律科目に特に力を入れ、年末頃からは過去問にも積極的に取り組みました。

### ●職場の雰囲気はどうか。

梶浦:裁判所に入る前の印象とは良い意味で異なっていました。職場は開放的で、職員同士のコミュニケーションが活発に行われており、明るい雰囲気の職場だと感じています。困ったときには周りの先輩方が快くフォローに入ってくれますし、事務の根拠から熱心に指導してくださる先輩もいて、日々向上心を持って働くことができます。



淵ノ上:就職前は「お堅い職場」というイメージがあったのですが、実際は和やかな雰囲気です。司法を担う職務について常に一定の緊張感を持ちつつも、困った時などは周囲に相談しやすい風通しの良さが魅力だと感じています。職場の皆さんも、優しい方ばかりで、採用後初めての仕事に戸惑うことの多かった私を気に掛けてくださいました。



淵ノ上 朋香

広島地方裁判所 裁判所事務官

(司法書士 総合法学部の卒業生)

●仕事内容についてどのように感じていますか。

梶浦:私の所属する家事部では、調停や審判といった法廷以外の場で行う手続も取り扱っています。これらの手続においては、裁判官や書記官だけでなく、調停委員や家裁調査官など様々な職種との関わりがあり、窓口対応や電話対応、書記官の補助など幅広く仕事を任せられていて、やりがいを感じています。

淵ノ上:民事部所属の事務官として、書記官事務の補助と庶務関係の事務を主に行っています。実際に裁判の進行に携わる業務と、いわゆる裏方の事務の双方を通して、適正かつ迅速な裁判を実現するための一翼を担っていることをひひしと実感でき、日々やりがいを感じています。



●これからの目標を教えてください。

梶浦:裁判所が国民から信頼される機関であるためには、より良い司法サービスを提供する必要があると考えます。その

ため、司法サービスを提供する者として、丁寧で分かりやすい説明を心掛け、正確な仕事を積み重ねていき、「信頼される裁判所」のために貢献していきたいです。

淵ノ上:書記官になることが現在の目標です。そのためには裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程への入所試験に合格する必要があるため、週に1回程度開催される勉強会に参加し、同じ目標を持つ事務官同士で切磋琢磨しながら勉強に励んでいます。

●受験生へのメッセージをお願いします。

梶浦:皆さんは裁判所のワークショップや業務説明会に参加したことはありますか。裁判所職員の仕事内容が分かるだけでなく、職場の雰囲気や風通しの良さを感じることが出来る良い機会だと思いますので、是非参加してみてください。そこで感じたことをきっかけに裁判所を就職先として選んでくれたなら、大変うれしいです。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

淵ノ上:採用前は、法学部出身ではない自分の知識で務まるのか不安でした。しかし、実際に働いてみると、業務上必要な法律知識は、周りの方が丁寧に教えてくださるため、壁を感じることなく業務に取り組んでいます。裁判所は、日々成長できる職場です。皆さんが就職先として魅力を感じていただけたら、とても嬉しいです。

## 若手職員 ～家庭裁判所調査官補～



原 優衣

福岡家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

(採用 心理学の専攻出身)

### ●家裁調査官補を志したのはなぜですか。

原：大学で専攻していた臨床心理学を生かせる仕事に就きたいと思い、家裁調査官のワークショップに参加しました。そこで、家裁調査官の職務内容を体験的に学び、少年等の将来を見据えて環境の調整も行うことに魅力を感じました。また、その際、家裁調査官として働く職員の人柄に触れ、私も一緒に働きたいと思ったことも大きな理由でした。

坂本：法的な問題を扱う裁判所にありながら、教育や心理といった行動科学の面からもアプローチする家裁調査官の専門性の広さに魅力を感じました。また、説明会等を通じて、各種研修制度や仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい環境にあることを知り、公私共に充実した生活を送れそうだと感じたこともきっかけの一つです。

### ●採用試験に向けて、どのような勉強をどのようなスケジュールで取り組みましたか。

原：受験する前年の5月から、通信教育を利用して試験勉強を始めました。専門試験の勉強は、参考書を用いて、心理学用語を自分の言葉で説明できるように練習しました。また、人物試験の前には、同じ大学の公務員試験の受験者同士で集まって模擬集団討論を行い、試験本番のイメージ作りに取り組んでいました。

坂本：受験する前年の秋から、基礎能力試験の対策を始めました。問題集や過去問を繰り返し解き、裁判所の採用試験で頻出の分野やその考え方を理解するようにしました。年明けからは、専門試験の勉強として、法律の学説や判例、答

案の書き方等のポイントをまとめたノートを作成し、直前期に何度も見返しました。

### ●職場の雰囲気はhowですか。

原：採用前は、裁判所に対して漠然と「冷たい」印象を持っていました。しかし、実際に働き始めてからは、職員が来庁者に寄り添いながら対応する姿を見て、誠実で思いやりのある職員が集まった温かい雰囲気の職場であると感じています。また、仕事で分からないことがあれば、誰もが丁寧に教えてくれるため、とても働きやすい職場であると感じます。



坂本：採用前に感じていた印象どおり、ささいなことも情報共有したり、困ったことがあればすぐに上司や先輩に相談できたりと、風通しの良さを感じています。家裁調査官同士だけでなく、裁判官や書記官との連携も緊密で、チームで仕事をしていると実感することも多いです。



坂本 南

東京家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

(R2採用 法科系の学部生です)

●仕事内容についてどのように感じていますか。

原：現在、家裁調査官補として、非行少年や家庭の紛争に巻き込まれている子どもやその父母と面接をしています。当事者等の言葉の背景にある思いをくみ取ったり、将来を見据えた働き掛けをしたりすることは、採用前にイメージしていた以上に難しい面がある一方で、その分、少年の成長や当事者の変化を見ることができた際には、やりがいを強く感じます。

坂本：採用前は、家裁調査官について、行動科学等の幅広い知識を持つ専門家というイメージが強かったのですが、実際に当事者や少年と接する中で、単に知識を身に付けるだけでなく、人間関係を円滑に調整する力や、分かりやすい報告書を作成する力を磨くことも必要だと実感しています。

●これからの目標を教えてください。

原：同じ名称の事件であっても、当事者が違えばその背景も異なるため、アプローチの方法は多種多様です。一概に何が正解であるとは言えないですし、すぐには結果が出ないこともあります。そのようなときでも、当事者一人ひとりと誠実に向き合い、より良い解決につなげるための働き掛けを常に模索し、これからのことについて当事者と共に考えることのできる家裁調査官になりたいと思っています。

坂本：家庭裁判所を訪れる夫婦や子ども、少年は、家庭内に様々な困りごとを抱え、将来に不安を感じていたりすることも多いです。「人生の岐路に立ち、悩みながらも先に進もうとしている当事者に寄り添い、共に考えたい。」という初心を

忘れず、一人ひとりの当事者と真摯に向き合う家裁調査官になりたいです。



●受験生へのメッセージをお願いします。

原：人生の大切な局面に立ち会う家裁調査官の仕事に、少しでも興味を持った方は、ぜひ説明会やワークショップに参加してみてください。実際に家裁調査官から話を聴くことで、働くイメージがより具体的になると思います。行動科学等の知識はとても奥が深く、私もまだ毎日学ぶことばかりです。皆さんと共に学び合い、同じ職場で働ける日を心待ちにしています。

坂本：同期採用の家裁調査官補や周囲の先輩を見ると、様々な出身学部や経歴の人がいて驚かされます。そうした多様性も裁判所の魅力の一つだと思いますし、手厚い研修制度により、多様な人材が活躍できる環境も整備されています。業務説明会等で、職員や職場の雰囲気を感じ、裁判所の魅力を知ってもらえると嬉しいです。

# 裁判所の総合職



## 中井 啓至

最高裁判所事務総局民事局審査官

(採用年度)

第9期

第9期 名古屋地方裁判所事務総局民事局審査官(採用)

第11期 名古屋地方裁判所事務総局民事局審査官

第14期 名古屋地方裁判所事務総局民事局審査官

第23期 名古屋地方裁判所事務総局民事局審査官

職階 現職

## 総合職のキャリア

1種(現総合職に相当)試験を受験したのは実務だけでなく組織運営にも携わる機会があると考えたからでしたが、実際そうした機会に恵まれていると言えます。総合職は幹部職員候補として早期に裁判部門で書記官経験をした後、司法行政部門で裁判所の施策に関わる部署等に配置され、全国的な視点に立った裁判事務や司法行政事務の指針、施策といった企画立案に携わることになります。私も1年目の事務局勤務から始まり、書記官、最高裁判所係長、地方裁判所主任書記官、最高裁判所経理局課長補佐などを経て現在に至りますが、総合職採用者は、採用当初から計画的な育成がなされ、裁判制度を支える人的・物的整備を担える人材となるべく、裁判、司法行政双方の職務経験を積むこととなります。

## 民事訴訟手続のIT化を担当して

現在、様々な分野で情報通信技術の進展に伴うIT化が加速しており、裁判手続についてもIT化の流れが加速しています。その中で、私は民事訴訟手続のIT化における実務運用の企画を



担当していますが、実務の運用や審議会での議論の状況、最新のITの知見を踏まえつつ、人的物的な制約の中でどういった設備、運用が将来の裁判所にとって最善かを自問自答し、コンセプトや対策をチーム全体で練り上げ、直面する様々な課題に取り組んでいるところです。こうした検討では、裁判実務、総務、人事、会計関係の業務を経験する中で培ってきた知見や人脈が有機的につながることを実感しています。

## 様々な出会いを経て

総合職は、人数も少なく、期待も大きいため、それにどう応えていくべきかを考えていくことが必要だと思います。もちろん様々なチャンネルを通じた自己研鑽も重要ですが、一人で答えを出す必要はありません。人が財産である裁判所では人材育成に力を入れており、総合職について言えば、高等裁判所、最高裁判所勤務を経ることで、裁判所をけん引する諸先輩、同僚たちとの出会い、関わりを通して自然な形で育成が図られていると思います。仕事の進め方、課題との向き合い方だけでなく、将来ビジョンを考えるうえでかけがえのないアドバイスをいただくことも数多あり、私も節目ごとに助言をいただいたことで、今日の自分があると考えています。裁判所では、国民にとってよりよい裁判を実現するため、裁判実務を担う裁判部門とそれを支える組織の企画部門である司法行政部門とを橋渡しする人材が求められており、このことが総合職に期待されるものではないかと思っています。世の中の動きの加速化に合わせ変わろうとしている司法の世界でご自身の力を試してみたいかがでしょうか。

## 裁判所の総合職



今坂 有希

最高裁判所事務総局経理局主計課係長

1979年採用

経理

1979年 最高裁判所事務総局経理局裁判所事務官(採用)

1981年 最高裁判所事務総局経理局係長

1982年 現職

### 司法行政の中核としての役割を担う

裁判所の使命は、中立公平な立場で適正迅速な裁判を実現すること、また、その積み重ねにより、国民の信頼を得ることにあります。一つ一つの裁判は、当事者や関係する方々の人生を左右するものですし、裁判所への信頼は、安心して暮らせる社会という国の根幹を支えるものです。司法行政部門は、裁判が円滑に進むよう規則や通達によりルールを定め、人的・物的態勢の整備等を通じて裁判部門を支援するとともに、より良い司法を実現するための基盤や組織づくりを担っており、その司法行政の中核としての役割を期待されるのが総合職です。

### 多角的な観点から柔軟に変化に対応する

アナログからデジタルへ。対面からオンラインへ。急速に発展し、多様化する社会の中で、社会のニーズに合わせて裁判所も柔軟に対応し、変化していかなければなりません。私は今、予算という側面から司法行政に携わっており、物の整備だけでも毎年数百億円という規模の予算と向き合っています。机を買う、庁舎を管理する、システムを開発する、何事にも予算が必要ですが、国民の税金ですから当然無駄遣いはいけません。社会の変化や将来の裁判所のあるべき姿を見据えながら、限りある予算を最適な形で執行する。そのための企画立案をチームで担っています。多角的な観点で検討し、様々な部署と調整を図ることは容易ではありませんが、学生時代の学びや職場で得た経験、時にはアフター5の遊びが思いがけなく仕事に役立つこともあ

り、裁判所は幅広い経験が生かされる場だと感じています。

### 裁判所職員は教え上手

難しそうな仕事だと思われるかもしれませんが、不安を感じる必要はありません。私に足りない部分はチームに補ってもらいながら仕事が進みます。

また、裁判所は教え上手な方が多いです。単に答えを示すわけではなく、議論し、考えさせ、共に行動し、時には思い切って任せ、共に喜びながら、あるべき方向に導く。答えは一つではありませんから、そのような指導は、自ら考え、行動し、前進する力になります。私はこれまで本当にたくさんの方からそのような指導をいただけてきました。ある先輩から「恩返し」はいらぬから「恩送り」をしてほしいと言われたことがあります。自分が受けたものを次の世代へ繋げていく。そんな伝統が裁判所にはあります。社会に合わせて絶えず変化しながら、他方で積み重ねてきた信頼や伝統という変えられないものを守り将来に繋げる。そんな組織づくりに中核として携われるのが総合職の魅力です。一緒に裁判所の未来を築いていきたいと思います。



# 幹部職員（事務局長）



村上 庫二

札幌地方裁判所 事務局長

(H22採用)

経歴

H2 札幌地方裁判所裁判所事務官(採用)

H4 札幌地方裁判所裁判所庶務官

H27 札幌地方裁判所人事課長

H30 最高裁判所事務総局情報政策課参事官

R2 現職

## 世の中の変化とともに

裁判所での三十数年の歩みを振り返ってみると、私は多くの時間を司法行政部門で過ごしてきました。その間、世の中の変化を受けて裁判所の組織や業務プロセスも大きく変わっていきましたが、司法制度改革や感染症対策、情報通信技術の飛躍的な発展に伴う裁判所全体の業務改革等、いくつかの制度設計にも携わることができて、大きな充実感を覚えています。そしてこれらの仕事を通じて得られた経験や自分自身の成長過程が、後輩の成長を後押しする上での自信にもつながりました。

## 人とのつながり、そしてバトンを繋ぐということ

平成21年の春、当時私は最高裁判所の総務局の課長補佐でしたが、新型インフルエンザの感染が世界的に拡大し、裁判所としてのBCP（事業継続計画）策定が急務となりました。



前例がなく、何が正解か分からないまま日中は関係府省からの情報収集に回り、裁判所に戻ると他の局課や高等裁判所からの問い合わせに追われるという日々が続きました。このような状況を見かねたのか、ある日私の担当する係の職員から自然発生的に「係全体で対応しましょう。」という声が上がリ、最終的に他の係の職員も加わってBCP策定に向けたプロジェクトチームが立ち上がりました。「協働すること」の大切さを心底から感じた出来事でした。当時のメンバーには今でも様々な場面で助けられていますし、その中の一人は全国の裁判所の危機管理を担う優れた管理職として活躍しており、同じ組織目標に向かってバトンをつなぐことが出来たことに大きな喜びを感じています。

## 自分を成長させてくれる場所—それが裁判所

最高裁判所の情報政策課では、裁判所全体の業務のIT化に向けた様々な取組に接する機会を頂きました。裁判所がこれからも適正迅速な裁判を実現していく上で、ITの活用を前提とした業務改革や人材の育成が不可欠だという気付きを得る貴重な機会となり、事務局長として組織の舵取りに関与する上で大きな支えとなっています。私自身がそうであったように、裁判所はポストや経験に応じて常に成長の機会を与えてくれますし、成長を支えてくれる上司や同僚にも恵まれた素晴らしい組織です。変革期を迎えた今、新たな、そして国民の皆様から信頼される裁判所を支えていくのはあなたの意欲と柔軟な発想力です。一緒に力を合わせて働きましょう。あなたが裁判所職員となられる日を心よりお待ちしております。

## 幹部職員（首席家庭裁判所調査官）



原田 宜子

大阪家庭裁判所 首席家庭裁判所調査官

(S63採用)

略歴

S62 福島家庭裁判所家庭裁判所調査官補(採用)

H10 広島裁判所事務総局人事部長

H14 大阪家庭裁判所主任家庭裁判所調査官

H22 大阪家庭裁判所事務局長

RS 現職

### 「社会の課題」、「一人ひとりの人生」に向き合いながら

家裁調査官として様々な事件を担当してきましたが、中でも印象に残っているのは、性同一性障害の方の戸籍訂正や、離婚調停における年金分割など、当時は立法によって手続が明確に定められていなかった事件です。まさに、社会が直面する課題に家裁調査官として事件を通じて直接向き合う、そんな経験でした。担当する事件は一つとして同じものはありません。解を見出すことは簡単ではなく、どうすれば紛争のただ中にいる当事者や、非行を起こした少年やその保護者にとってより良い解決となるのか、上司や同僚、裁判官や書記官と議論を尽くし、調査し、働き掛ける。家裁調査官の仕事は毎日その繰り返しであり、決して華やかではないものの、人々の生活や人生の岐路に関わる大きな責任を伴う仕事です。悩むことも少なくないですが、家裁調査官の助言や指導を受け、最終的な処分を決める審判の結果、自宅に帰ることができるようになった少年が母と帰る道すがら、家裁の窓を見上げて小さく手を振って去っていく、そんなささやかなことに喜びを感じることができる仕事です。

### 多様な経験を重ねて

家裁調査官ではありますが、職業生活の半分を事務官として最高裁判所、高等裁判所、家庭裁判所の司法行政部門で働いてきました。司法行政部門は裁判事務を支えるバックヤードですが、他職種出身の同僚とともに課題解決という同じ目標に向かって知恵を絞り、試行錯誤し、様々な施策の実行に携わるこ

とのできる貴重な機会でした。管理職としての思考や仕事の進め方を身に付け、チームとしての成果を上げていく、そんな仕事の面白さを知ることができた経験でもありました。

### 様々な出会いの中で

福島で採用され、東京、大阪、甲府、前橋等、出身地ではない様々な土地で働いてきました。初めての土地であっても、地元の名物や名所を楽しんだり、テニス合宿に参加したり、女子会で盛り上がりたりなど、楽しく過ごしてきました。苦楽を共にし、司法の未来を少しでも良くしようと共に歩んできた全国各地の仲間は私の財産です。

### 成長を目指すあなたへ

思い描いたような解決の道筋をたどらず、苦労することも少なくないのが家裁調査官の仕事です。とはいえ、家庭という、社会を構成するインフラともいえる大切な場を支える一助となる重要な仕事です。様々なことやものへの好奇心を抱き、試行錯誤しながらもチャレンジする気持ちを持っている、そんなあなたをお待ちしています。



# 外部経験を生かして活躍する職員(民間企業派遣)



## 山下 大貴

最高裁判所事務総局人事局総務課係長

(H23任用)

46歳

H22 最高裁判所事務総局総務課係長(試用)

H25 高松地方裁判所裁判所事務官

H30 最高裁判所事務総局総務課係長(主任)

H31 民間企業研修員

83 東京

## 広い視野を身に付ける

私は、平成31年4月から令和2年3月までの1年間、裁判所職員としての知見を広げるため、あるエネルギー企業の人事部に派遣され、社員向けの研修や障害者雇用推進などの仕事に携わりました。

当時、派遣先の企業は二つの企業が経営統合して間もない時期であり、異なるバックグラウンドを持つ社員が一つの会社の社員として働き始めたばかりでした。人事部の社員として、新たな経営ビジョンに関するワークショップの進行役を担当した際には、参加した一人一人の社員が、会社をより発展させていくためにはどうすればよいかを真剣に議論しており、その熱意に圧倒されました。また、経営ビジョンが社員に浸透しており仕事単位まで落とし込まれている印象を受けました。裁判所には組織目標として「適正迅速な裁判」がありますが、その実現のためにはどうすればよいかを一人一人が考えていく必要があると改めて感じました。



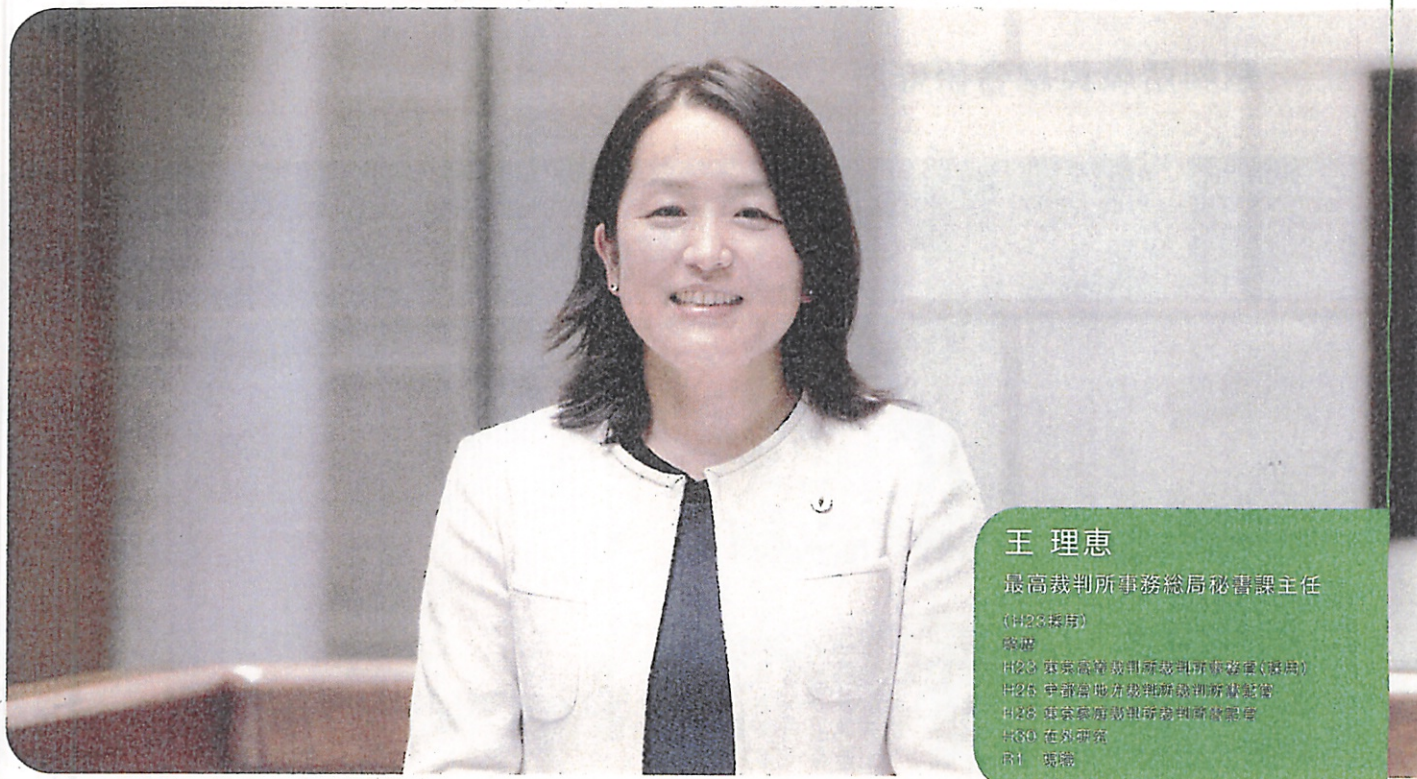
また、派遣先企業のことを知るため、派遣後初期に製油所実習やSS(ガソリンスタンド)実習に参加し、現場の現状や苦勞、喜びなどを実感しました。その後、統合新社の新たな研修を全社に展開していく際には、実習で感じた、現場の状況やニーズなどを踏まえて実施していきました。裁判所には裁判部門と裁判部門を支える司法行政部門がありますが、司法行政部門で働く際には、現場の視点を忘れることなく支援の内容や方法を検討していくことが重要だと感じています。そのほか、担当した障害者雇用推進では、営利性を追求しながら障害者雇用を進めていくことの難しさを感じましたし、SDGs(持続可能な開発目標)の観点や会社の歴史について振り返ることなど、裁判所では中々考えることがなかった点についても学ぶ機会があり、自分自身の視野が広がったと感じています。

そして、派遣先企業の社員の皆さんと一緒に働き、多くの刺激を受けることができたのは何よりも得難い経験でした。

民間企業派遣後は、最高裁判所で職員の任用・育成制度を設計する仕事や職員の給与に関する事務を担当してきました。派遣先企業で学んだ制度や手法がそのまま裁判所に還元できるわけではありませんが、視点やエッセンスを取り入れてアレンジしていくことが重要だと感じています。

裁判所ではその他にも官公庁への出向や在外研究など自分の視野を広げる機会があり、その経験を生かして活躍できるチャンスがあります。みなさんも是非私たちと一緒に働いてみませんか。

## 外部経験を生かして活躍する職員(在外研究)



王 理恵

最高裁判所事務総局秘書課主任

(H23採用)

職階

H23 東京高等裁判所裁判所事務室(採用)

H25 東京高等裁判所裁判所事務室

H28 東京高等裁判所裁判所事務室

H30 在外研究

H1 職階

### What is the role of courts in changing times? (時代の変化に応じた裁判所の役割とは?)

「日本で当然と思っている法制度は、もしかしたら海外では当然ではないのではないか。」これは私が家庭裁判所で外国人を当事者とする事件を担当していた際に、幾度も考えさせられたことでした。その現状を実際に知りたいという気持ちが強くなり、在外研究制度に応募し、オーストラリアのキャンベラにあるオーストラリア国立大学に1年間派遣され、研究を行うことになりました。



オーストラリアは国土が大きい多国籍国家であるため、当事者に場所的、言語的な不利が生じないようインターネット利用や多言語による司法へのアクセスが非常に進んでいる国です。在豪中は客員研究員として大学の研究室を与えられるなど恵まれた研究環境が整っており、授業の聴講だけではなく、裁判所訪問や学会への参加、法曹関係者、大学関係者にインタビュー

をしながら、両国の司法制度を座学でも実務でも学ぶ機会がたくさんありました。また、大学主催で毎週行われるモーニングティーや学期末パーティーなどで教授陣や学生と言葉を交わせる機会も多かったため、食事をしながらざくばらんな話をし、友好を深めることもできました。

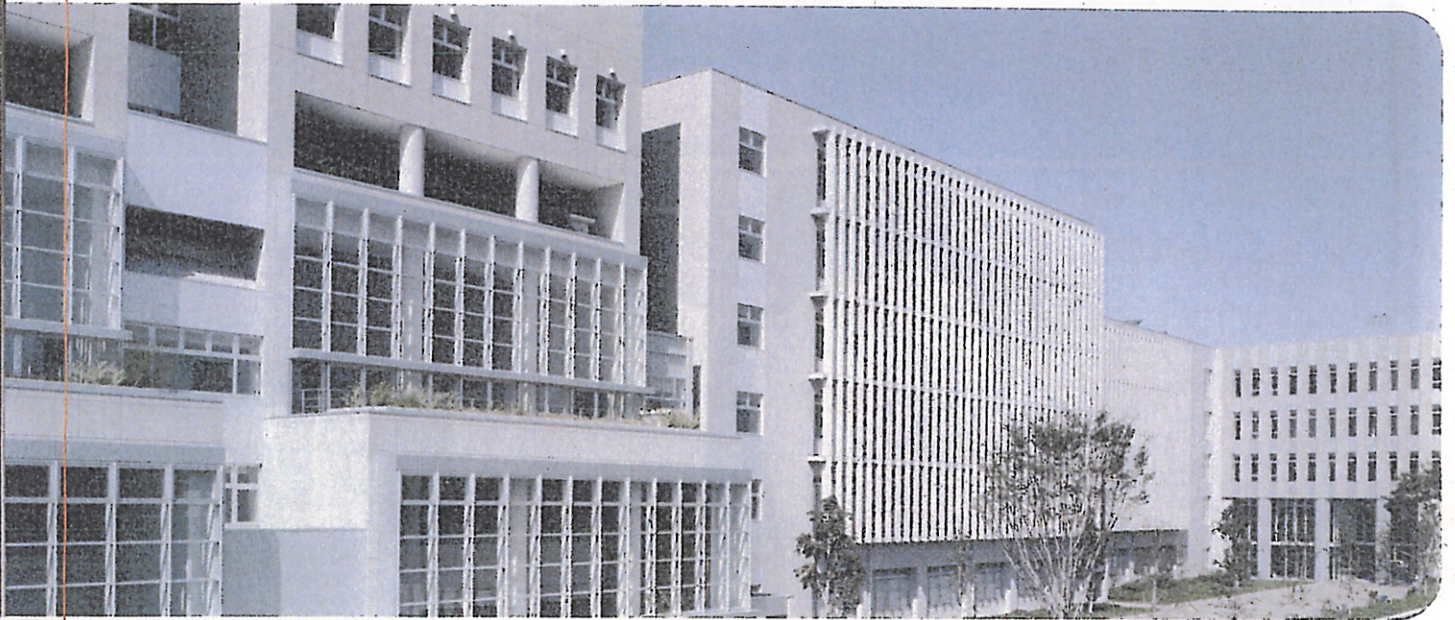
私がオーストラリアの裁判所職員と話していて一番心に残った言葉は、「裁判所を利用する人は利益を得たいのであれば、その責任を全うしなければならない。そういう国民の意識を育てるのも裁判所の役割である。」というものでした。オーストラリアでは、日本に比べ、当事者自身がより能動的に司法に関わり、権利を実現することが求められます。国家機関として国民の意識を育てる役割もあることに驚き、裁判所の在り方自体が、各国の民主主義の歴史や国民性を受けて作られたものであることを改めて知ることになりました。

時代の変化と共に裁判所のありようは変化していくものです。どのような裁判所が今後必要となるかは、裁判所職員として常に考えなければならない問題であり、その担い手の一人としての責任も感じています。

現在は、最高裁判所の秘書課で裁判所職員の海外出張や外国の司法制度調査を担当しております。多様な背景・価値観を持つ人々と交流した経験により得た多角的、俯瞰的な考えは、現在の職場でも生かすことができしており、今後どの部署でも何らかの形で生かしていきたいと考えています。一人でも多くの皆さんにこのような貴重な機会に興味をもってもらえたら嬉しいです。皆さんと一緒に働くことを楽しみにしています。

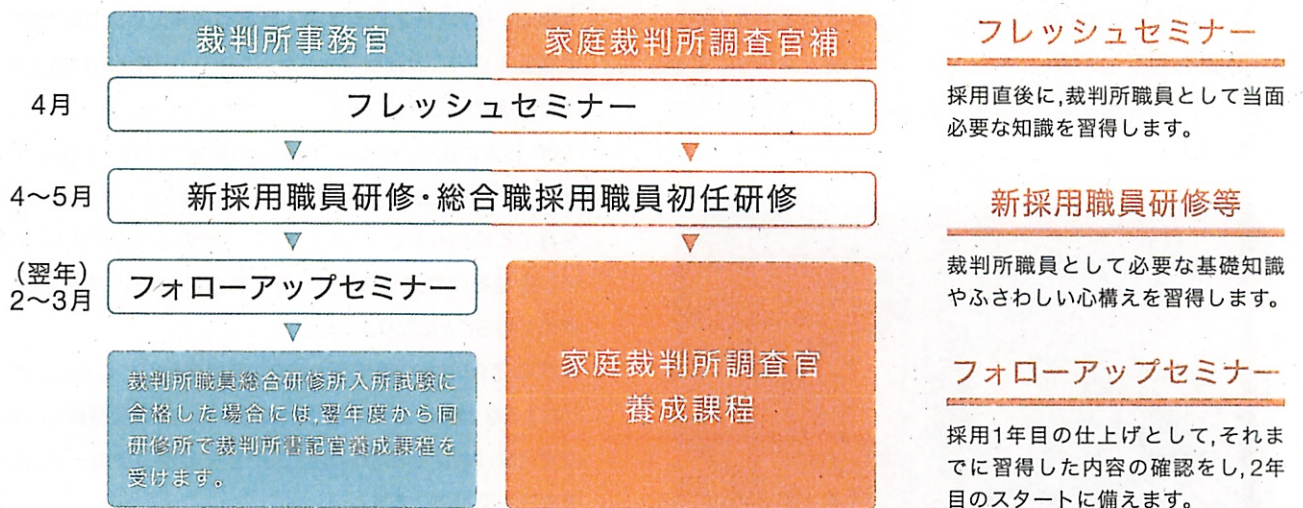
# 仲間とともに学び、成長する。

## 裁判所職員総合研修所



埼玉県和光市にある最高裁判所の研修機関で、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成のほか、裁判官以外の裁判所職員に対する職務能力向上のための様々な研修や各種の研究を行っています。裁判所職員総合研修所は、講義やグループ討議など、目的に応じて利用できる大小多数の教室のほか、面接演習室、模擬審判廷など、裁判所書記官や家庭裁判所調査官の専門職として必要な技能・技法を身につけ、力を伸ばすための様々な専用設備を備えています。また、全国から研修に集まる職員のための宿泊施設も敷地内に完備されています。

## 採用後の研修 Off JT



この他にも、官職やキャリアごとに様々な研修が用意されています。(一例)

### 事務官法律研修

総合職試験合格者及び法科大学院修了者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

### 書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官としてより高い視点から書記官の職務全般を遂行するのに必要な資質、能力の向上を図ります。

### 家庭裁判所調査官応用研修

中堅家裁調査官として、専門的知識等を応用して、複雑困難な事件についても、調査事務を遂行できる能力をかん養します。

# 家庭裁判所調査官養成課程



菅野 優子

広島家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

(R2採用 社会学系の学部出身)

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や法律等の理論及び実務について学び、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

## 充実したカリキュラム

家庭裁判所調査官養成課程は、全国から同期の研修生が裁判所職員総合研修所に集合して講義や演習が行われる合同研修と、所属庁において研修生がグループで実際の調査事務に取り組むという実務修習に分かれています。

## 知識や技法の体験的かつ実践的な習得

合同研修では、実務経験が豊富な裁判官や家庭裁判所調査官が務める教官だけでなく、各分野の専門家である外部講師からも、最新の知見をもとにした講義や指導を受けることができます。演習では、事例検討や調査面接のロールプレイなど濃密なカリキュラムが組まれており、行動科学や法律等の専門知識や技法について、体験的かつ実践的に身に付けることができます。実務修習では、同期の研修生と切磋琢磨しながら、少年や当事者と直接向き合って調査面接をし

たり、調査報告書等の作成に取り組むなどしています。同期の研修生が努力している姿を見ると、自分も頑張ろうと気持ちが新たになりますし、価値観や得意分野の異なる研修生と討議を重ねることで、新たな気付きがあったり、視点をより広く持てるようになっていて感じています。

## 人材を大切にしている組織

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部在宅での学修が実施されました。私は、学生時代に教育社会学を専攻しており、心理学や法律学の知識はほとんどありませんでしたが、講義の映像が配信されたり、研修所の教官や所属庁の指導担当者が学修の状況を常に気にかけてくれて、いつでも質問ができる体制が整っていたので、不安や疑問点を解消しながら、必要な専門知識や技法を基礎から学ぶことができています。このように、特別な状況下でも、様々な工夫を凝らしながら、柔軟に研修が行われており、裁判所が人材育成を大切にしている組織であることを実感しています。

## 一歩ずつ成長できるように

家庭裁判所調査官として身に付けなければならない知識等の多さに圧倒されることもありますが、休日の美味しいパン屋さん巡りや、映画鑑賞で気分転換を図っています。一歩ずつ成長したいと心掛けて、日々の生活を楽しみながら研修に打ち込んでいます。



# 裁判所書記官養成課程 第一部研修生



金子 聖

松戸簡易裁判所 裁判所事務官

(H30採用 法学系④学部出身)

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、翌年度から裁判所書記官養成課程で法律の理論、実務等について学び、修了後に裁判所書記官に任命されます。裁判所書記官養成課程は、第一部と第二部に分かれており、法学部を卒業した職員は、第一部の課程を履修します。第一部研修生の養成の期間は約1年です。法学部以外の学部を卒業した職員は、原則として第二部の課程を履修します。第二部研修生の養成の期間は約2年です。2年間かけて基礎から学べるのが第二部の特徴です。

## 法律知識から実践的スキルまで

私は今、書記官への任官に向けて、裁判所書記官養成課程第一部で1年間の研修に取り組んでいます。研修では裁判官や書記官としての実務経験豊富な教官から民事訴訟法や刑事訴訟法などの法律科目のほか、事件の受付、進行管理、調書作成などの実践的な知識及びスキルについても学んでいます。



## 同じ目標をもった同期とともに

研修内容は幅広く充実しており、日々新たな発見がありますが、時に学ぶことの多さに圧倒されてしまいそうにもな

ります。そのようなとき、同じく任官を目指す研修同期の存在はとても貴重です。講義で出た課題や疑問点について、研修生各自の実務経験を踏まえて議論する機会も多く、その度に違った視点からの気づきを得られるとともに、相手の意見を聴き、その上で自分の考えを分かりやすく伝える力が養われていると思います。また、研修生活における不安や悩みについても同じ目線で共有できるため、安心して研修に臨むことができます。

## 変化に柔軟に対応できる書記官を目指して

現在、民事訴訟のIT化に向けた動きが加速しており、裁判実務の在り方も転換期を迎えています。このような状況の中で、書記官には変化に柔軟に対応できる力が求められていると感じています。養成課程では研修生各自が主体的・能動的に学ぶ環境が整っており、また、講義の中でも柔軟な思考力を養う機会が多く設けられています。このような恵まれた環境の中で、求められている書記官像に近づくために志を同じくした仲間たちとともに日々切磋琢磨しています。

## 裁判所書記官養成課程 第二部研修生



三上 香菜子

仙台家庭裁判所 裁判所事務官  
(H28採用 人文学系の学部出身)

清水 智文

高松地方裁判所 裁判所事務官  
(H30採用 経済系の学部出身)

畦地 靖之

東京家庭裁判所 裁判所事務官  
(H30採用 文学系の学部出身)

●入所試験の勉強はどのようにしましたか。

畦地: 裁判官や先輩書記官に答案の添削や解説をしてもらいました。

全員: みなさん熱心に指導をしてくれ、とても恵まれた環境でした。

●法律を専門的に学んでいないことで困ったことはありましたか。

清水: 研修のカリキュラムが丁寧に組まれているので困ることはありませんでした。

三上: 分からないことがあっても教官が一から丁寧にフォローしてくれるので勉強につまずくことはありませんでした。

●教官はどのような方ですか。

畦地: とてもフレンドリーで、些細な質問にも気さくに答えてくれます。

三上: 書記官としてのやりがいなどを熱心に伝えてくれるので、私自身の目標も明確になり、意欲的に研修に取り組むことができています。

●クラスの雰囲気をお教えください。

清水: 分からないことは気軽に周囲に相談できる雰囲気があり、試験前はそれに向かって集中して取り組むなどメリハリがあります。

三上: 前職があるなど様々なバックグラウンドの人がいて、グループワークやディスカッションではいろいろな視点から意見が出てくるので、日々刺激を受けています。

●寮生活はhowですか。

清水: 寮は個室なのでプライベートの空間が保たれています。一方、部屋を出れば同期という仲間がいるので寂しさを

感じたこともありません。

●通所生の場合、寮生との違いはありますか。

畦地: 通所であっても同期と交流を深められる点に違いはありません。時間外でも学習室や図書室を利用して勉強ができるなど環境も充実しています。

●同期はどのような存在ですか。

全員: 勉強についてはもちろん、研修中の悩みについても、お互いに共有し、相談し合っています。同じ環境で同じ目標に向かう同期の存在は、とても心強いです。

●今後の抱負をお聞かせください。

清水: これだけ集中して学べる機会はなかなかないと思うので、これからの研修もしっかり臨み、学んだことを実務に生かしていきたいです。

畦地: 今は一緒に勉強している仲間にも助けられることも多いですが、将来は自分が助ける存在になれるよう研鑽を続けていきたいです。

三上: 裁判所の利用者の方に信頼される書記官になれるよう、今後も研修を頑張ります。



# 仕事と家庭を両立して働く職員



## 板倉 千春

札幌地方裁判所 主任書記官

(出生2枚目)

学歴

1993 北海道立札幌短期大学卒業(経済)

1996 札幌地方裁判所書記官(主任)

1999 札幌地方裁判所書記官(主任)

2002 札幌地方裁判所書記官(主任)

2005 札幌地方裁判所書記官(主任)

2008 札幌地方裁判所書記官(主任)

## 先輩から後輩へバトンを渡す

産休・育休を取得するにあたっては、自分が休むことで職場の方々迷惑をかけてしまうのではないかと不安を感じていました。そんなとき、当時の先輩から「今は周りの人に頼ってもいいんだよ。何年か後に、後輩が同じ状況になったら率先して助けてあげたい。そうしてどんどんバトンを渡して行ってね。」と言っただき、ほっとしたのを覚えています。今は、その恩返しとして、自分にできる仕事は率先して引き受けるよう意識するようになりましたし、これから制度を利用する職員に対しても、最大限協力したいと思っています。

## キャリアアップか子育てかは二者択一ではない

私が管理職になるための試験を受験するかどうか迷っていたときに、先輩女性管理職の方からこう助言を受けました。「キャリアアップか子育てかは二者択一ではない。どちらも叶える方法はある。」まさに目から鱗が落ちた瞬間でした。

裁判所は、子育て支援制度が整備されているだけでなく、実際に利用することができる職場です。子育てを理由にキャリアアップをあきらめる必要はありません。

私も、子どもの入学前に育児時間を取得したり、子どもの急な発熱時には子の看護休暇を取得したりしました。現在は、勤務時間内は仕事に集中し、退庁後は、仕事スイッチはオフにして家族と向き合う時間を作っています。また、どうしても私自身が対応しなければならない業務がある場合に備え、事前に夫とスケジュールの調整をしています。ぜひあなたも裁判所でワーク・ライフ・バランスを実現してみませんか。



## 仕事と家庭の両立支援制度

### 産前・産後休暇

産前休暇は出産予定日を含む6週間前の日から、産後休暇は出産した日の翌日から8週間を経過する日まで、それぞれ認められる。

### 男性職員の育児参加休暇

妻の産後8週間以内に、出生した子の養育のため5日間の範囲内で取得可能。

### 子の看護休暇

子が小学校就学の始期に達するまで、その子の看護のため1年に5日間の範囲内で取得可能。

### 育児休業

子が満3歳に達する日までの間、希望する一定期間取得可能。

### 配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に、2日間の範囲内で取得可能。

### 介護休暇

家族の介護を行う職員が、一定の期間取得可能。

### 育児時間

子が小学校就学の始期に達するまで、1日を通じて2時間を超えない範囲内で利用可能。

### 早出遅出勤務

始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げるなどして勤務する制度。

### フレックスタイム制

一定の範囲内でフレックス勤務をすることが可能。

## 仕事と家庭を両立して働く職員



北村 修平

東京地方裁判所 裁判所書記官

(2024採用)

職階

1124 東京地方裁判所裁判所書記官(採用)

1125 前東京地方裁判所大田支部裁判所書記官

職2 現職

育児参加休業・育児参加休暇取得

フレックスタイム制等利用

### 制度の利用で家庭面でも仕事面でもプラスに

我が家は共働きで、夫婦ともにキャリアを積んでいく上では、家事・育児を平等に担っていくことが当然であると考えていたので、妻の妊娠が判明したときは、自然と両立支援制度の利用を考えるようになりました。上司に妻の妊娠を報告したときも、上司は「仕事も大切だが、家庭も同様に大切。制度は積極的に利用した方がいい。」と後押ししてくれました。

実際に、育児参加休暇等を取得し、妻が育児休業から復帰した後は、早出遅出勤務等を利用して保育園に通う娘の送迎を妻と分担して行っています。制度を利用し、家事・育児を担うことで、家庭生活の面では、妻と育児の悩みや苦勞を分かち合い、より相手を思いやることができるようになりましたし、仕事の面では、一定の制約があるからこそ、その日やるべきことを朝一番でリストアップして集中して取り組んだり、前もって必要な準備をしたりとメリハリのある働き方ができるようになりました。

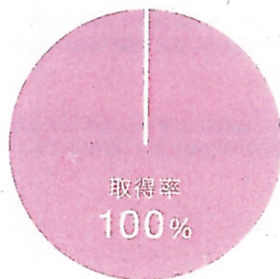
私がこのように制度を利用し、仕事と家庭生活を両立できているのは、周囲の職員が快くフォローしてくれたからにほかなりません。だからこそ私自身も同僚が制度を利用する場合には、積極的に利用しやすい環境を作るように努めています。裁判所は仕事と家庭生活の両立に向けた助け合いが循環している職場です。仕事も家庭も両立し、どちらも頑張りたいと思う方は、裁判所職員になることをぜひ検討してみてください。



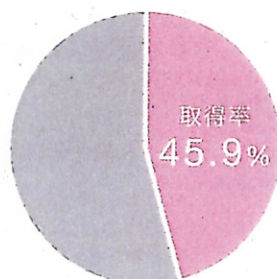
### 制度の利用状況 (令和元年度)

裁判所には、制度が設けられているだけでなく、制度を利用しやすい環境があります。男女を問わず、多くの職員が制度を利用し、それぞれのライフスタイルに合った働き方で十分に力を発揮し、主要なポストで活躍しています。

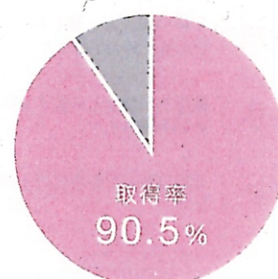
育児休業  
(女性)



育児休業  
(男性)



配偶者出産休暇  
(男性)



# 裁判所の組織

我が国の裁判所は、最高裁判所の下に高等裁判所があり、高等裁判所の下に地方裁判所及び家庭裁判所があり、さらに、地方裁判所の下に簡易裁判所があります。

## 最高裁判所

最上級、最終の裁判所で、高等裁判所の裁判に対する不服申立て(上告、特別抗告)を取り扱います。法律や政令が合憲か違憲かについて最終的に判断を下すので、「憲法の番人」とも呼ばれています。

## 高等裁判所

地方裁判所、家庭裁判所等の裁判に対する不服申立て(控訴、抗告)などを取り扱います。また、東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれています。

## 地方裁判所

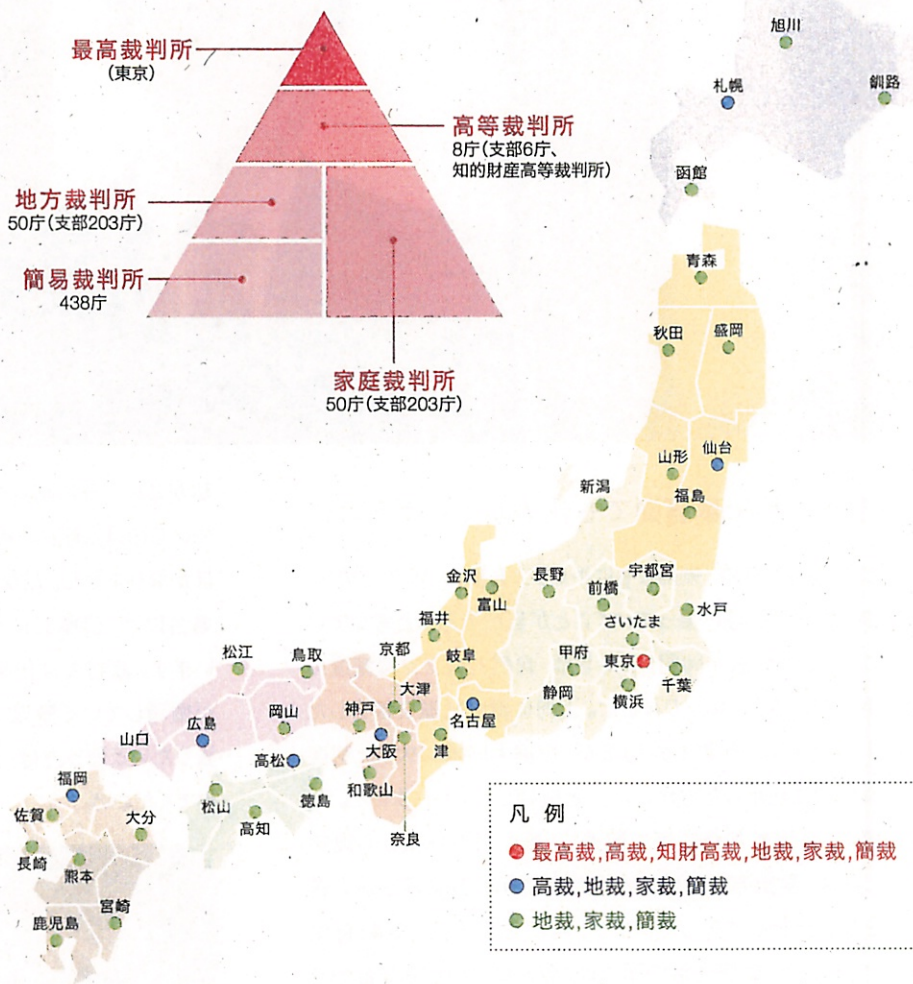
民事訴訟、刑事訴訟の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱うほか、執行・倒産事件なども取り扱います。

## 家庭裁判所

家事事件、人事訴訟事件及び少年事件などを取り扱います。

## 簡易裁判所

比較的小額の民事訴訟と比較的軽い罪の刑事訴訟の第一審を取り扱うほか、民事の調停なども取り扱います。



各裁判所の組織は、大きく「裁判部門」と「司法行政部門」に分けられます。

## 裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などが置かれています。

### 裁判部門が取り扱う主な手続

#### 民事事件手続

貸したお金を返してほしいなどの個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などを解決するための手続です。

#### 刑事事件手続

犯罪の犯人だと疑われている人の有罪・無罪などを決めるための手続です。

#### 家事事件手続

離婚や相続などに関する家庭内の紛争を解決するための手続です。

#### 少年事件手続

非行に及んだ少年に対する処遇を決めるための手続です。

## 司法行政部門

司法行政部門では、事務局(総務課、人事課、会計課等)が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。

### 司法行政部門の仕事の一例

#### 広報(総務課)

広報行事等を企画・実施することで、裁判所の制度等を国民の方々に正しく伝え、裁判所への信頼を確保します。

#### 研修(人事課)

職員の育成のための研修等を企画・実施することで、職員の成長を支え、適正・迅速な裁判を実現していきます。

#### 設備管理(会計課)

裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、裁判所における物的設備を整え、裁判部門をサポートします。

# 採用試験

裁判所事務官		総合職試験(裁判所事務官)		一般職試験(裁判所事務官)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格		30歳未満 <sup>※</sup> であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満 <sup>※</sup> の者	21歳以上 30歳未満 <sup>※</sup> の者	高卒見込み及び 卒業後2年以内の者 ( 中学卒業後2年以上 5年未満の者も受験可 )
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)			
		専門試験(多肢選択式)			作文試験
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	論文試験(小論文)		/
		論文試験(小論文, 特例希望者のみ)	論文試験(小論文)		
		専門試験(記述式)	専門試験(記述式)		
第3次試験	人物試験(個別面接)	人物試験(個別面接)		人物試験(個別面接)	
	人物試験(集団討論及び個別面接)	人物試験(個別面接)		人物試験(個別面接)	

●総合職試験(裁判所事務官)は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験(裁判所事務官)は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

※年齢は、受験する年の4月1日現在

## 総合職試験(裁判所事務官)の特例制度について

総合職試験(裁判所事務官)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験種目を有効に受験すると、同試験に加え、一般職試験(大卒程度区分)受験者としての合否判定も受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

## 大学で法律学を専攻していない方も多く合格しています。

総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識を問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部など、様々な学部出身者が活躍しています。

また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

家庭裁判所調査官補		総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格		30歳未満 <sup>※</sup> であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満 <sup>※</sup> の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)	
		政策論文試験(記述式)	
	第2次試験	専門試験(記述式)	
		人物試験Ⅰ(個別面接)	
		人物試験Ⅱ(集団討論及び個別面接)	

※年齢は、受験する年の4月1日現在

様々な学部出身の方が合格しています。

●総合職試験(家庭裁判所調査官補)の専門試験は、心理学、教育学、福祉、社会学、法律学の5領域15題から、試験当日に問題を見た上で、任意の2題を選択して受験できます。

### 受験案内について

総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載します。

### 試験地の選択について

第1次試験及び第2次試験の筆記試験の各試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。

裁判所ウェブサイトにも、試験内容の詳細を掲載しています。そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題など、最新の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

裁判所 採用



Q & A

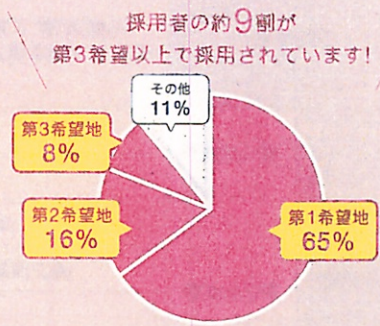
Q 希望する任地に採用されるのでしょうか？

A

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、いずれも希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。(高等裁判所の管轄区域については、P35を参照してください。)

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の家庭裁判所のうち、大規模庁の中から採用庁が決定されます。

採用庁については、本人の希望のほか、各裁判所の欠員状況なども考慮して決定されます。

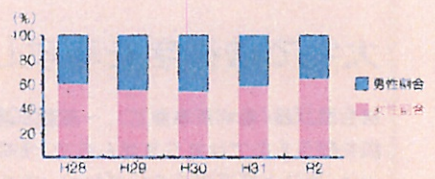


上のグラフは、令和2年度一般職試験に合格し、令和3年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

Q 採用者の男女比はどうなっていますか？

A

右のグラフが示すとおり、過去5年間における新規採用者の男性と女性の割合は、同じくらいの割合です。裁判所は、男女ともに活躍することができる職場です。



Q 採用後の異動について教えてください。

A

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験に最終合格して採用された場合は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内(高等裁判所の管轄区域については、P35を参照してください。)で勤務することになります。この点は、総合職として採用された場合と、一般職として採用された場合とで違いはありませんが、総合職は、所属の高等裁判所所在地での勤務が中心となり、また、多くの総合職は最高裁判所での勤務も経験しています(なお、一般職として採用された場合でも、本人の希望状況等に応じて、最高裁判所で勤務することもあります。)

異動のローテーションは、概ね3年を目安に行われます。採用された裁判所の所在する都道府県内での異動が一般的ですが、上位ポストに昇進するにつれて、県単位を異にした異動が行われることもあります。

総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、裁判所職員総合研修所入所試験が一部免除されていることから、多くの先輩たちが、採用後2年目に裁判所書記官養成課程を受け、採用後3年目には、裁判所書記官として活躍しています。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。

大規模庁で採用された後は、人材育成等の観点から、概ね3年を目安に小規模庁-中規模庁-希望庁又はその周辺庁の順に異動していくことが一般的です。その後は、地域の実情や上位ポストへの昇進などに応じた異動が行われます。

# Team裁判所で働く



人事局総務課主任  
下久保 美樹



人事局総務課専門職  
三輪 恵利



人事局参事官  
大和谷 教



人事局総務課専門官  
足羽 百合子



人事局総務課係長  
柳田 英



人事局常査官  
石倉 慎太郎

みなさんが描く「実現したい未来の自分」はどのような姿ですか。

学生時代に学んだ知識を生かして活躍したい。

新しい知識や経験を吸収し成長し続けたい。

社会に貢献したい。

だれかのために働きその人に笑顔になってもらいたい。

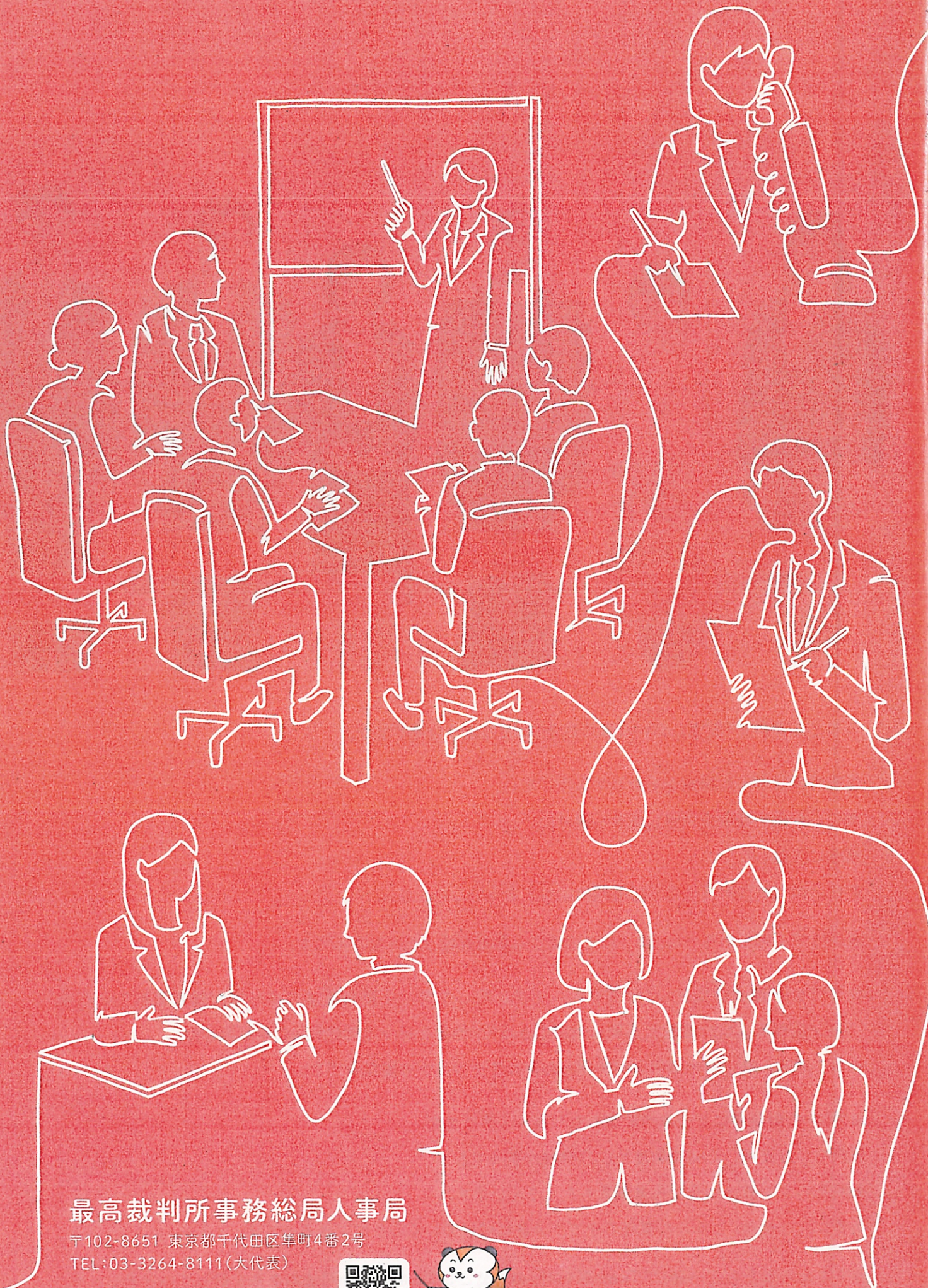
裁判所が求めているのは、まさにそのような熱意を持ったみなさんです。

社会の生活様式が変化し、利用者のニーズに即した新たな裁判運営の在り方が模索されている今、「Team裁判所」には、変化に柔軟に対応できる力、熱意を持って課題解決に取り組む力、そして成長し続けられる向上心を持ったみなさんの力が必要なのです。

法学・行動科学などの専門知識もちろん必要ですが、裁判所には充実した研修制度やOJT環境が整っており、面倒見のよい教え上手な先輩職員もたくさんいます。

必要なスキルは、こうした環境の中で十分身に付けていくことができるのです。

みなさんも私たちと一緒に「Team裁判所」の一員として、より良い司法の未来を創っていきましょう。



# 最高裁判所事務総局人事局

〒102-8651 東京都千代田区集町4番2号  
TEL:03-3264-8111(大代表)

裁判所採用

